# **NEXT FUNDS**

# 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

(愛称)NF・外国債ヘッジ無ETF

追加型投信 海外 債券 ETF インデックス型

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年5月29日)

この目論見書により行なうNEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月27日に関東財務局長に提出しており、2024年11月28日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】 : 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 : CEO兼代表取締役社長 小池 広靖 【本店の所在の場所】 : 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【縦覧に供する場所】 : 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# NOMURA 野村アセットマネジメント

# 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	
1【ファンドの性格】	6
2 【投資方針】	11
3 【投資リスク】	19
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	25
第2【管理及び運営】	
1【申込(販売)手続等】	
2 【換金(解約)手続等】	
3【資産管理等の概要】	
4 【受益者の権利等】	
第3【ファンドの経理状況】	
1【財務諸表】	
2【ファンドの現況】	
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	
第三部【委託会社等の情報】	
第1【委託会社等の概況】	
1【委託会社等の概況】	
2 【事業の内容及び営業の概況】	
3【委託会社等の経理状況】	
4【利害関係人との取引制限】	
5【その他】	
√ <i>A</i> ± <i>A</i>	100

#### 第一部【証券情報】

# (1) 【ファンドの名称】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信 (以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「NF・外国債ヘッジ無 ETF」とします。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り、1,000円です。

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3) 【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日(以下「取得申込受付日」といいます。)の基準価額\*に100.05%以内(2025年5月28日現在100.03%)の率を乗じて得た価額(「販売基準価額」といいます。)とします。

※「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては 100 口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### (5)【申込手数料】

販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金

#### 額※とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (6)【申込単位】

1万口以上1万口単位

# (7)【申込期間】

2024年11月28日から2025年11月25日まで \*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# (9)【払込期日】

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

# 株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

該当事項はありません。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

外国債券マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、「FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)\*」(「対象指数」といいます。)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

※FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) とは

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス (為替ヘッジを行なわない円ベースの指数) です。

#### ■信託金の限度額■

ファンドの信託金限度額は、1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

①受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

②追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

- ③一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。 基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂
  - することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。
- ④収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

# <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に<mark>網掛け表示</mark>しております。

(NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信) 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型
		資産複合		

# 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
一般		(日本を除く)			
大型株	年 2 回				
中小型株		日本			
	年 4 回				日経 225
債券		北米	ファミリーファンド	あり	
一般	年 6 回			( )	
公債	(隔月)	欧州			
社債					
その他債券	年 12 回	アジア			TOPIX
クレジット属性	(毎月)				
( )		オセアニア			
	日々				
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
	その他				その他
その他資産	( )	アフリカ			(FTSE 世界国債
( )					インデックス(除く
		中近東			日本))
資産複合		(中東)			
(債券 公債、その					
他資産(投資信託証		エマージング			
券(債券 公債))					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(資産複合)と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産 以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる 資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。) に定める MMF をいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託 並びに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 「補足分類〕

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する 場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書き で付記できるものとする。

# <属性区分表定義>

「投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特に クレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え 「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載 があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 「特殊型

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種 指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの をいう。

- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

# (2)【ファンドの沿革】

2017年12月7日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2017年12月11日 受益権を東京証券取引所へ上場

2018年6月5日 「NEXT FUNDS 外国債券・シティ世界国債インデッ

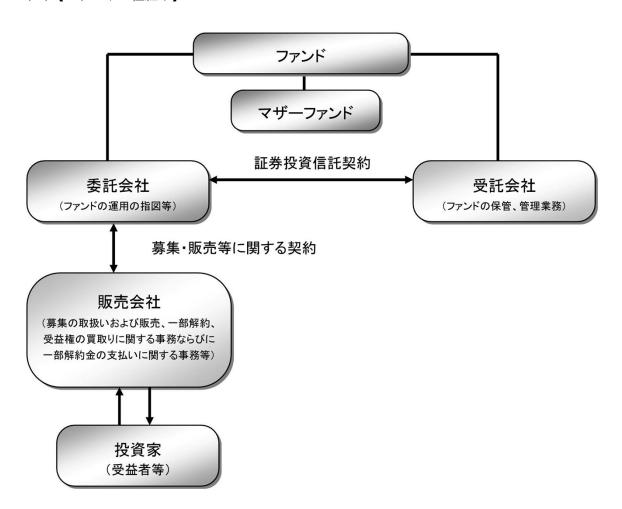
クス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投

信」から「NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債イ

ンデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上

場投信」へ名称を変更

# (3) 【ファンドの仕組み】

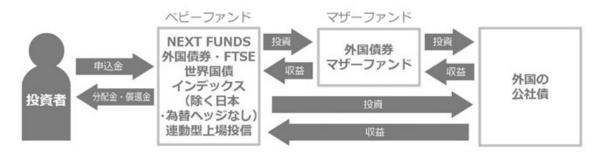


ファンド

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

マザーファンド(親投資信託)	外国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

# ●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



- ■委託会社の概況(2025年4月末現在)■
  - ・名称 野村アセットマネジメント株式会社
  - ・資本金の額 17,180 百万円
  - ・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5, 150, 693 株	100%

# 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予 約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスク を減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### ■指数の著作権等について■

本ファンドは、FTSE Fixed Income LLC (以下 FTSE) またはロンドン証券取引所グループ (以下 LSEG) (以下、総称してライセンサーパーティー)、によって出資、保証、販売または販売促進をされるものではありません。ライセンサーパーティーは、(本ファンドが対象としている) インデックスを使用して得られた結果、特定の日時にインデックスが得られる結果、本ファンドに対するインデックスの適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。

ライセンサーパーティーは過去に、そして今後もインデックスに関連した財務あるいは投資助言を野村アセットマネジメント株式会社あるいはその顧客に提供することはありません。インデックスは、FTSEもしくはその代理人によって計算されていますが、ライセンサーパーティーは、インデックスにおける瑕疵について、(過失か否かにかかわらず)何人にもその責任を負わず、また、その瑕疵を告知する義務を負いません。

インデックスにおけるすべての権利は FTSE に帰属します。「FTSE  $^{(R)}$ 」は LSEG の商標であり、ライセンスに基づき、FTSE により使用されています。

# (2)【投資対象】

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

#### ①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。)

#### イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限③および④」に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

# イ. 為替手形

# ②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債\*の新株予約権に限ります。)の行 使により取得した株券
  - ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定め がある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 13. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 16. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券または 証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第13 号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の性質を 有するものを以下「投資信託証券」といいます。

# ③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)に より運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### ④その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

#### (参考)マザーファンドの概要

# (外国債券マザーファンド) 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える 投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

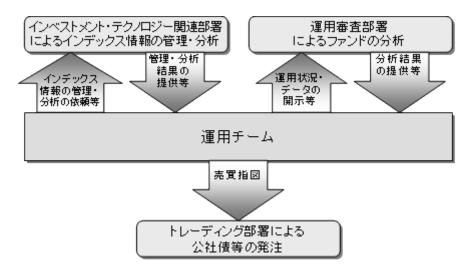
(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

# (3)【運用体制】

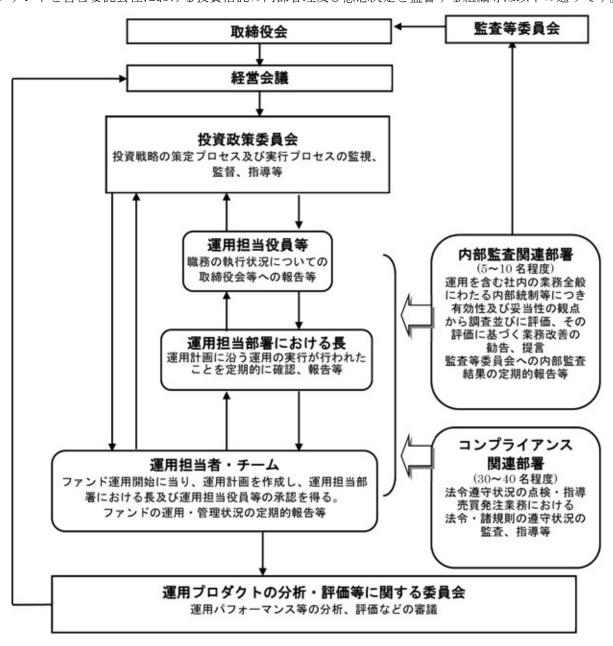
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



≪委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①信託財産から生ずる配当等収益\*\*から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
  - ※「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。
- ②売買益が生じても、分配は行ないません。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- \*将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

- ①運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 (信託約款)
  - ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予 約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額 の5%以内とします。
  - ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
  - ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
  - ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
  - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
  - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー およびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以 内となるよう調整を行なうこととします。

# ②投資する株式の範囲(信託約款)

- (i)委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。 ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### ③先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (ii)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

# ④スワップ取引の運用指図(信託約款)

(i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利また

は異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行なうものとします。

# ⑤有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ii)上記(i)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

# ⑥公社債の借入れ(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうもの とします。
- (ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (7)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支 上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

# ⑧資金の借入れ(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

# 3【投資リスク】

#### ≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損</u> 益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、</u> 損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を 行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を 受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪対象指数と基準価額の主な乖離要因≫

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること
- ②ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が 生じる場合があること
- ③追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤ファンドの外貨建資産の評価に用いる為替レートと、同指数の計算に用いる為替レートに差異があること
- ⑥利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なること
- ⑦信託報酬等のコスト負担があること
  - \*対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。
  - \*上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

#### ≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能 性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンド の投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などに は、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は 基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ◆ファンドは、受益権の口数が 20 営業日連続して 50 万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。

#### ≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

# リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を 行ないます。

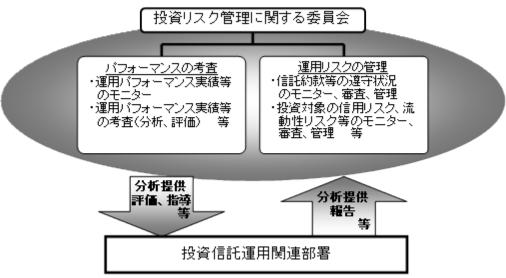
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

# ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

# <u>リスク管理体制図</u>

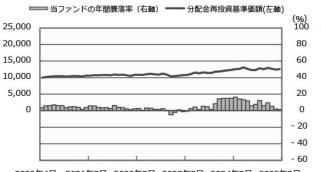


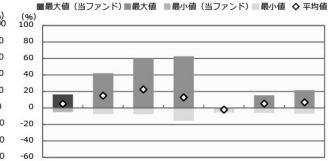
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# ■ リスクの定量的比較 (2020年4月末~2025年3月末:月次)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較





2020年4月 2021年3月 2022年3月 2023年3月 2024年3月 2025年3月

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

,	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値(%)	△ 5.0	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値(%)	5.1	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化 しております。
- \*年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

○日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)○先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

〇日本国債:NOMURA-BPI国債

○先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) ○新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してまり、フトンに表にならいません。 てもJPXは責仟を負いません。
- てもJPXは責任を負いません。

  ○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

  ○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

  ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を与り場の時間を変をあり、地域に関するすべての権利は上に公子の場合には、アンキュースのよりに対しての対象は変であり、地域に関するすべての権利は上に公子により、アントロースのは、アントロー
- Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

  〇JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
  米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数は指数スポンサーは一切の表明または保証、可算任を負いません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
  JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC他)

#### 4 【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

販売基準価額(取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内(2025年5月28日現在100.03%)の率を乗じて得た価額)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額\*\*とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

#### (2)【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料お よび当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

# (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 0. 132% (税抜年 0. 12%)以内で委託会社が定める率(2025 年 5 月 28 日現在年 0. 132% (税抜年 0. 12%)) (「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<受託会社>
年 0.10%	年 0.02%

\*上記配分は、2025年5月28日現在の信託報酬率における配分です。

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### ≪支払先の役務の内容≫

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴	ファンドの財産の保管・管
う調査、受託会社への指	理、委託会社からの指図の
図、法定書面等の作成、基	実行等
準価額の算出等	

#### (4)【その他の手数料等】

- ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。
  - ◆対象指数に係る商標使用料(2025年5月28日現在) ファンドの純資産総額に対し、年0.02%を乗じて得た額とします。
  - ◆ファンドの上場に係る費用 (2025年5月28日現在)
    - ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
    - ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825% (税抜 0.0075%)。
- ②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託 報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
- ④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該 借入金の利息は信託財産中から支払われます。
- ⑤販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に 100.05%以内(2025 年 5 月 28 日現在 100.03%)の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に 0.05%以内(2025 年 5 月 28 日現在 0.03%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。
- ⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額\*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.05%以内(2025 年 5 月 28 日現在 0.03%)の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
  - ※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- \*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

- ①個人の受益者に対する課税
  - ●収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択するこ

ともできます。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)\*については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315%および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉 徴収が行なわれます。

※売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を 控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

#### ≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 (注1) の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公 社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、 別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

# \*少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した ETF などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ②法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収\*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は 2025 年 3 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合 があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

# 5【運用状況】

以下は2025年3月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	48, 797, 200, 523	99. 99
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	4, 809, 188	0.00
合計 (純資産総額)		48, 802, 009, 711	100.00

# (参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	466, 988, 206, 882	46. 90
	カナダ	19, 467, 136, 960	1. 95
	メキシコ	7, 879, 115, 859	0.79
	ドイツ	44, 156, 569, 363	4. 43
	イタリア	87, 453, 584, 214	8. 78
	フランス	61, 815, 805, 634	6. 20
	オランダ	11, 322, 701, 667	1. 13
	スペイン	46, 523, 993, 153	4. 67
	ベルギー	15, 086, 641, 087	1. 51
	オーストリア	9, 369, 359, 600	0.94
	フィンランド	4, 616, 461, 928	0.46
	アイルランド	3, 967, 874, 964	0.39
	ポルトガル	3, 968, 805, 997	0.39
	イギリス	52, 060, 788, 570	5. 22
	スウェーデン	1, 772, 704, 693	0. 17
	ノルウェー	1, 468, 458, 096	0. 14
	デンマーク	2, 131, 303, 010	0. 21
	ポーランド	5, 847, 850, 986	0.58
	オーストラリア	12, 109, 919, 622	1. 21
	ニュージーランド	2, 769, 224, 009	0. 27
	シンガポール	3, 834, 294, 177	0.38
	マレーシア	4, 974, 711, 306	0.49
	中国	110, 380, 435, 281	11. 08
	イスラエル	3, 132, 569, 720	0.31
	小計	983, 098, 516, 778	98. 73
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	_	12, 597, 785, 510	1. 26

合計(純資産総額)	995, 696, 302, 288	100.00
-----------	--------------------	--------

# (2)【投資資産】

# ①【投資有価証券の主要銘柄】

# NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	16, 302, 141, 624	2. 9448	48, 007, 092, 942	2. 9933	48, 797, 200, 523	99. 99

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 99
合 計	99. 99

# (参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74, 500, 000	13, 192. 14	9, 828, 151, 452	13, 639. 61	10, 161, 509, 918	2. 75	2032/8/15	1.02
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67, 000, 000	15, 083. 31	10, 105, 819, 063	15, 091. 88	10, 111, 560, 900	4. 875	2026/5/31	1.01
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70, 300, 000	13, 356. 62	9, 389, 707, 496	13, 772. 19	9, 681, 851, 681	1. 25	2028/5/31	0. 97
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67, 550, 000	14, 109. 05	9, 530, 664, 214	14, 275. 94	9, 643, 402, 073	1. 25	2026/12/31	0. 96
5	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	465, 800, 000	2, 066. 86	9, 627, 466, 701	2, 068. 50	9, 635, 085, 242	1. 85	2027/5/15	0. 96
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66, 200, 000	14, 299. 47	9, 466, 250, 078	14, 483. 58	9, 588, 130, 459	2. 375	2027/5/15	0. 96
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66, 900, 000	13, 322. 98	8, 913, 075, 794	13, 597. 84	9, 096, 961, 444	1	2028/7/31	0. 91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64, 230, 000	13, 362. 47	8, 582, 716, 930	13, 801. 68	8, 864, 824, 724	2. 875	2032/5/15	0.89
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60, 700, 000	14, 011. 54	8, 505, 010, 096	14, 495. 55	8, 798, 801, 469	2	2026/11/15	0.88
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58, 600, 000	14, 322. 52	8, 392, 997, 189	14, 420. 79	8, 450, 585, 469	1. 625	2026/10/31	0.84
11	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	52, 050, 000	16, 303. 53	8, 485, 990, 063	16, 227. 89	8, 446, 616, 983	2. 75	2030/2/25	0.84
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	49, 950, 000	16, 370. 08	8, 176, 854, 960	16, 398. 44	8, 191, 022, 778	3. 1	2026/8/28	0.82
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55, 150, 000	14, 658. 94	8, 084, 405, 851	14, 701. 72	8, 108, 003, 509	4	2034/2/15	0.81
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58, 950, 000	13, 317. 49	7, 850, 665, 167	13, 743. 86	8, 102, 009, 265	1. 25	2028/6/30	0.81
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42, 950, 000	18, 783. 05	8, 067, 324, 132	18, 744. 55	8, 050, 785, 084	5. 75	2033/2/1	0.80
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55, 400, 000	14, 256. 28	7, 897, 984, 133	14, 494. 09	8, 029, 728, 630	2. 875	2028/5/15	0.80
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44, 550, 000	18, 250. 76	8, 130, 717, 267	17, 927. 66	7, 986, 776, 450	5. 5	2029/4/25	0.80
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55, 100, 000	14, 071. 21	7, 753, 238, 489	14, 469. 80	7, 972, 865, 289	0. 5	2026/2/28	0.80
19	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	43, 250, 000	18, 704. 49	8, 089, 692, 388	18, 041. 98	7, 803, 158, 004	4. 75	2035/4/25	0. 78
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55, 950, 000	13, 382. 55	7, 487, 537, 015	13, 899. 51	7, 776, 780, 462	0. 5	2027/5/31	0. 78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50, 000, 000	14, 590. 75	7, 295, 378, 345	14, 968. 35	7, 484, 176, 501	4	2030/2/28	0.75

22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50, 950, 000	14, 703. 29	7, 491, 327, 201	14, 610. 61	7, 444, 108, 057	3. 875	2033/8/15	0.74
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57, 250, 000	12, 709. 29	7, 276, 070, 421	12, 952. 75	7, 415, 451, 166	1. 875	2032/2/15	0.74
24	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39, 200, 000	19, 141. 61	7, 503, 514, 509	18, 891. 72	7, 405, 554, 491	5. 5	2031/1/4	0.74
25	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44, 950, 000	16, 422. 23	7, 381, 795, 588	16, 473. 08	7, 404, 651, 744	3. 8	2026/4/15	0.74
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51, 800, 000	13, 946. 22	7, 224, 146, 404	14, 280. 91	7, 397, 511, 836	3. 5	2033/2/15	0.74
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51, 350, 000	13, 751. 66	7, 061, 481, 532	14, 087. 00	7, 233, 675, 976	2. 375	2029/3/31	0.72
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	37, 350, 000	19, 575. 45	7, 311, 433, 662	19, 084. 71	7, 128, 140, 133	5. 75	2032/10/25	0.71
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47, 400, 000	14, 300. 77	6, 778, 565, 040	14, 704. 06	6, 969, 726, 545	3. 625	2030/3/31	0.69
30	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41, 400, 000	16, 607. 50	6, 875, 506, 212	16, 810. 69	6, 959, 627, 515	3. 5	2029/5/31	0. 69

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98. 73
合 計	98. 73

# ②【投資不動産物件】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信該当事項はありません。

(参考)外国債券マザーファンド 該当事項はありません。

# ③【その他投資資産の主要なもの】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# ①【純資産の推移】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信 2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	取引価格 (円)	
第1計算期間	(2018年3月7日)	610	612	938. 6800	942. 5800	946	

第2計算期間	(2018年9月7日)	695	705	940. 4900	953. 1900	946
第3計算期間	(2019年3月7日)	786	796	947. 8100	959. 8100	949
第4計算期間	(2019年9月7日)	3, 607	3, 633	959. 5300	966. 4300	962
第5計算期間	(2020年3月7日)	5, 808	5, 863	981. 1600	990. 4600	972
第6計算期間	(2020年9月7日)	6, 245	6, 316	1, 007. 3200	1, 018. 8200	1,006
第7計算期間	(2021年3月7日)	11, 175	11, 276	996. 9100	1, 005. 9100	1,000
第8計算期間	(2021年9月7日)	17, 952	18, 154	1, 014. 2900	1, 025. 6900	1, 015
第9計算期間	(2022年3月7日)	23, 296	23, 568	976. 8000	988. 2000	981.8
第 10 計算期間	(2022年9月7日)	29, 991	30, 389	1, 024. 6600	1, 038. 2600	1, 029. 5
第 11 計算期間	(2023年3月7日)	27, 043	27, 454	955. 9500	970. 4500	957
第 12 計算期間	(2023年9月7日)	31, 533	32, 027	1, 026. 8000	1, 042. 9000	1, 025. 5
第 13 計算期間	(2024年3月7日)	34, 593	35, 097	1, 072. 0000	1, 087. 6000	1, 076. 5
第 14 計算期間	(2024年9月7日)	41, 051	41, 635	1, 059. 9300	1, 075. 0300	1, 056. 5
第 15 計算期間	(2025年3月7日)	50, 167	50, 803	1, 055. 7100	1, 069. 1100	1, 062
	2024年 3月末日	35, 993		1, 083. 4900	_	1,084
	4月末日	41, 055	_	1, 103. 6400	_	1, 104
	5月末日	42, 451	_	1, 109. 8400	_	1, 111
	6月末日	39, 771	_	1, 148. 1500	_	1, 148. 5
	7月末日	41, 247	_	1, 105. 8400	_	1, 112
	8月末日	41, 410	_	1, 077. 5600	_	1,080
	9月末日	39, 804	_	1, 064. 2900	_	1, 057
	10 月末日	42, 933	_	1, 109. 1100	_	1, 105
	11 月末日	46, 191	_	1, 085. 5800	_	1, 082. 5
	12 月末日	48, 913	_	1, 120. 0700	_	1, 118. 5
	2025 年 1 月末日	49, 076		1, 097. 4100	_	1, 102
	2月末日	49, 389		1, 075. 3300		1, 081
	3月末日	48, 802	_	1, 073. 0400	_	1, 075

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

# ②【分配の推移】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年12月7日~2018年3月7日	3.9000 円
第2計算期間	2018年3月8日~2018年9月7日	12.7000 円
第3計算期間	2018年 9月 8日~2019年 3月 7日	12.0000 円
第4計算期間	2019年3月8日~2019年9月7日	6. 9000 円
第5計算期間	2019年 9月 8日~2020年 3月 7日	9. 3000 円
第6計算期間	2020年3月8日~2020年9月7日	11.5000円

第7計算期間	2020年9月8日~2021年3月7日	9.0000 円
第8計算期間	2021年3月8日~2021年9月7日	11. 4000 円
第9計算期間	2021年 9月 8日~2022年 3月 7日	11. 4000 円
第 10 計算期間	2022年3月8日~2022年9月7日	13.6000 円
第11計算期間	2022年9月8日~2023年3月7日	14. 5000 円
第 12 計算期間	2023年3月8日~2023年9月7日	16. 1000 円
第 13 計算期間	2023年9月8日~2024年3月7日	15.6000 円
第 14 計算期間	2024年3月8日~2024年9月7日	15. 1000 円
第 15 計算期間	2024年9月8日~2025年3月7日	13. 4000 円

# ③【収益率の推移】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年12月7日~2018年3月7日	△5.7%
第2計算期間	2018年3月8日~2018年9月7日	1.5%
第3計算期間	2018年 9月 8日~2019年 3月 7日	2.1%
第4計算期間	2019年3月8日~2019年9月7日	2.0%
第5計算期間	2019年 9月 8日~2020年 3月 7日	3. 2%
第6計算期間	2020年3月8日~2020年9月7日	3.8%
第7計算期間	2020年 9月 8日~2021年 3月 7日	△0.1%
第8計算期間	2021年3月8日~2021年9月7日	2.9%
第9計算期間	2021年9月8日~2022年3月7日	△2.6%
第 10 計算期間	2022年3月8日~2022年9月7日	6. 3%
第 11 計算期間	2022年9月8日~2023年3月7日	△5. 3%
第 12 計算期間	2023年3月8日~2023年9月7日	9.1%
第 13 計算期間	2023年9月8日~2024年3月7日	5. 9%
第 14 計算期間	2024年3月8日~2024年9月7日	0.3%
第 15 計算期間	2024年9月8日~2025年3月7日	0.9%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年12月7日~2018年3月7日	650, 000		650, 000
第2計算期間	2018年3月8日~2018年9月7日	90, 000	_	740, 000
第3計算期間	2018年9月8日~2019年3月7日	90, 000	_	830, 000
第4計算期間	2019年3月8日~2019年9月7日	2, 930, 000		3, 760, 000
第5計算期間	2019年9月8日~2020年3月7日	2, 900, 000	740, 000	5, 920, 000

第6計算期間	2020年3月8日~2020年9月7日	2, 230, 000	1, 950, 000	6, 200, 000
第7計算期間	2020年9月8日~2021年3月7日	5, 960, 000	950, 000	11, 210, 000
第8計算期間	2021年3月8日~2021年9月7日	8, 890, 000	2, 400, 000	17, 700, 000
第9計算期間	2021年9月8日~2022年3月7日	8, 400, 000	2, 250, 000	23, 850, 000
第 10 計算期間	2022年3月8日~2022年9月7日	6, 640, 000	1, 220, 000	29, 270, 000
第 11 計算期間	2022年9月8日~2023年3月7日	5, 970, 000	6, 950, 000	28, 290, 000
第 12 計算期間	2023年3月8日~2023年9月7日	11, 310, 000	8, 890, 000	30, 710, 000
第13計算期間	2023年9月8日~2024年3月7日	4, 460, 000	2, 900, 000	32, 270, 000
第 14 計算期間	2024年3月8日~2024年9月7日	12, 370, 000	5, 910, 000	38, 730, 000
第 15 計算期間	2024年9月8日~2025年3月7日	11, 190, 000	2, 400, 000	47, 520, 000

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。



# 運用実績 (2025年3月31日現在)

# 基準価額・純資産の推移(日次:設定来)

#### 基準価額(分配後、100口あたり)(左軸) 🚃 純資産総額(右軸) (円) (百万円) 100,000 125,000 100,000 80,000 60,000 75,000 40,000 50,000 25,000 20,000 0 1 2017年12月 2019年12月 2021年12月 2023年12月

# ▶分配の推移

(100口あたり、課税前)

2025年3月	1,340	円
2024年9月	1,510	円
2024年3月	1,560	円
2023年9月	1,610	円
2023年3月	1,450	円
設定来累計	17,640	円

# 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

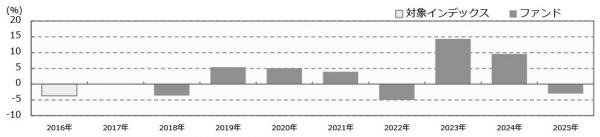
大兵の76年前70月天兵の十(工位)				
順位	銘柄	種類	投資比率(%)	
1	US TREASURY N/B	国債証券	1.0	
2	US TREASURY N/B	国債証券	1.0	
3	US TREASURY N/B	国債証券	1.0	
4	US TREASURY N/B	国債証券	1.0	
5	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	1.0	
6	US TREASURY N/B	国債証券	1.0	
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.9	
8	US TREASURY N/B	国債証券	0.9	
9	US TREASURY N/B	国債証券	0.9	
10	US TREASURY N/B	国債証券	0.8	

実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域	投資比率(%)
1	アメリカ	46.9
2	中国	11.1
3	イタリア	8.8
4	フランス	6.2
5	イギリス	5.2

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類 しております。なお、ユーロについては発行国 で記載しております。

# ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年は対象インデックスの年間収益率。
   ・2017年は設定日(2017年12月7日)から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあく まで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合 があります。

#### 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

#### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

取得申込みの受付けについては、原則、取得申込日の午後 4 時までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

# (3)申込不可日(信託約款)

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第3号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

- 1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- 2. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)
- 3. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  - ※「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。
    - ・ロンドン証券取引所の休場日またはロンドンの銀行の休業日
    - ・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日

※申込不可目については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### (4) 販売単位

1万口以上1万口単位とします。

#### (5) 販売価額

販売基準価額とします。

#### (6) 申込受け付けの中止および取り消し

取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受付ける前の残 存口数(前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。)を超えることとなる場合、金融 商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

#### (7)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関\*(金融商品取引法第2条 第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)に申込み、これを清算機関 が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指 定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

\*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

#### (8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

#### 野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# 2【換金(解約)手続等】

# (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の 資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう 指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場 合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。

# (2)解約請求の締切時間

原則、一部解約の実行の請求日(「解約申込日」といいます。)の午後4時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

# (3) 申込不可日 (信託約款)

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該 請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の 実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である 等と判断される期日および期間(第4号に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求 については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

- 1. 解約申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- 2. 解約申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)
- 3. (削除)
- 4. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### (4) 換金単位

1万口以上1万口単位とします。

# (5)換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

#### (6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

#### (7)換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

# (8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付け を取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

#### (9) 一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

#### (10) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

# (11)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営

業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

#### (12)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

#### 野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

#### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては 100 口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
公社債等	原則として、基準価額計算日*1における以下のいずれかの価額で評価します。*2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。	

- ※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- ※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### <追加信託金>

- (i)追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.05%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- (ii)追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

#### <受益権と一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

# (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を 発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

無期限とします(2017年12月7日設定)。

#### (4)【計算期間】

毎年3月8日から9月7日までおよび9月8日から翌年3月7日までとします。 なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

# (a)ファンドの繰上償還条項

- (i)委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii)委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して 50 万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商 品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この 信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合 には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

#### (b)信託期間の終了

- (i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項(i)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならび に信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れて いる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ii)上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、こ れを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受 益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (iii)上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (v)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解 約し信託を終了させます。
- (vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (c)信託約款の変更等

- (i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii)委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii)上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、こ れを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受 益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本 経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または 重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取る べき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了(i)」または「(c)信託約款の変更等(ii)」に規定する書面に付記します。

#### (f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

### (g)信託財産の登記等および記載等の留保等

- (i)信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (ii)上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (iii)信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (iv)動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (h) 有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (i)再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (j)受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (k)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を承継させることがあります。

## (1)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託 財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者 の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- (ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (m) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、 これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の 一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の 委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権および名義登録

### ■収益分配金の支払い■

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- (i)受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に 記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- (ii)会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記(i)の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- (iii)会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項

を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告すると ともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して 40 日以内の委託者 の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益 分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定 していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約※を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b) 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額 を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## ■収益分配金請求権の失効■

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### ②償還金に対する請求権

## ■償還金の支払い■

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) は、信託終了日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在におい て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記①の会員等 から支払います。

受託者は、信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、 当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

#### ③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」を ご参照下さい。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期計算期間 (2024 年 9 月 8 日から 2025 年 3 月 7 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

2025年5月13日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桒田 俊郎 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信の2024年9月8日から2025年3月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信の2025年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸 表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 1【財務諸表】

【NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投 信】

# (1)【貸借対照表】

ш	411	•	$\mu$
$^{\prime}$	11/-	•	円)

		(単位:円)
	第 14 期 (2024 年 9 月 7 日現在)	第 15 期 (2025 年 3 月 7 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34, 969, 904	40, 019, 592
親投資信託受益証券	41, 031, 668, 097	50, 128, 839, 181
未収入金	600, 623, 674	670, 502, 493
未収利息	456	536
流動資産合計	41, 667, 262, 131	50, 839, 361, 802
資産合計	41, 667, 262, 131	50, 839, 361, 802
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	584, 823, 000	636, 768, 000
未払受託者報酬	4, 446, 892	5, 019, 721
未払委託者報酬	22, 234, 360	25, 098, 569
その他未払費用	4, 650, 264	5, 279, 418
流動負債合計	616, 154, 516	672, 165, 708
負債合計	616, 154, 516	672, 165, 708
純資産の部		
元本等		
元本	38, 730, 000, 000	47, 520, 000, 000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2, 321, 107, 615	2, 647, 196, 094
(分配準備積立金)	767, 493	4, 051, 630
元本等合計	41, 051, 107, 615	50, 167, 196, 094
純資産合計	41, 051, 107, 615	50, 167, 196, 094
負債純資産合計	41, 667, 262, 131	50, 839, 361, 802

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 14 期 自 2024 年 3 月 8 日 至 2024 年 9 月 7 日	第 15 期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日
営業収益		
受取利息	26, 950	132, 529
有価証券売買等損益	213, 811, 858	127, 000, 453
営業収益合計	213, 838, 808	127, 132, 982
営業費用		
支払利息	1,701	_

受託者報酬	4, 446, 892	5, 019, 721
委託者報酬	22, 234, 360	25, 098, 569
その他費用	5, 958, 622	8, 504, 013
営業費用合計	32, 641, 575	38, 622, 303
営業利益又は営業損失 (△)	181, 197, 233	88, 510, 679
経常利益又は経常損失(△)	181, 197, 233	88, 510, 679
当期純利益又は当期純損失(△)	181, 197, 233	88, 510, 679
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	-	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2, 323, 595, 982	2, 321, 107, 615
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 207, 174, 600	1, 042, 345, 800
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1, 207, 174, 600	1, 042, 345, 800
剰余金減少額又は欠損金増加額	806, 037, 200	168, 000, 000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	806, 037, 200	168, 000, 000
分配金	584, 823, 000	636, 768, 000
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2, 321, 107, 615	2, 647, 196, 094

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 9月 8日から 2025年
	3月7日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

# (貸借対照表に関する注記)

	第 14 期		第 15 期		
2024 年 9 月 7 日現在		2025 年 3 月 7 日現在			
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
		38, 730, 000 □			47, 520, 000 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの約	<b>資産の額</b>	2.	計算期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額
	1口当たり純資産額	1,059.93円		1口当たり純資産額	1, 055. 71 円
	(100 口当たり純資産額)	(105,993円)		(100 口当たり純資産額)	(105, 571 円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 14 期 自 2024 年 3 月 8 日 至 2024 年 9 月 7 日				第 15 期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日			
1.分配金の計算過程			1.	1.分配金の計算過程			
項目				項目			
当期配当等収益額	A	25, 249 円		当期配当等収益額	A	132, 529 円	
親ファンドの配当等収益額	В	616, 213, 326 円		親ファンドの配当等収益額	В	678, 541, 911 円	
分配準備積立金	С	1,991,792円		分配準備積立金	С	767, 493 円	
配当等収益合計額	D=A+B+C	618, 230, 367 円		配当等収益合計額	D=A+B+C	679, 441, 933 円	
経費	Е	32, 639, 874 円		経費	Е	38, 622, 303 円	
収益分配可能額	F=D-E	585, 590, 493 円		収益分配可能額	F=D-E	640, 819, 630 円	
収益分配金	G	584, 823, 000 円		収益分配金	G	636, 768, 000 円	

次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	767, 493 円
口数	I	38, 730, 000 □
100 口当たり分配金	J=G/I×100	1,510円

#### 2. その他費用

その他費用のうち 4,043,902 円は、対象指数についての商標 使用料であります。

次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	4,051,630円
口数	I	47, 520, 000 □
100 口当たり分配金	J=G/I×100	1,340円

### 2. その他費用

その他費用のうち 4,554,465 円は、対象指数についての商標 使用料であります。

#### (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

第 14 期	第 15 期
自 2024年 3月 8日	自 2024年 9月 8日
至 2024年 9月 7日	至 2025年 3月 7日

#### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

1. 金融商品に対する取組方針

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

同左

### (2)金融商品の時価等に関する事項

#### 第14期 第15期 2024年9月7日現在 2025年3月7日現在 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し 同左 ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ $\lambda_{\circ}$ 2. 時価の算定方法 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 1れらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

第 14 期	第 15 期
自 2024年3月8日	自 2024年 9月 8日
至 2024年 9月 7日	至 2025年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	

### ため、該当事項はございません。

(その他の注記)

# 1 元本の移動

第 14 期			第 15 期	
自 2024年 3月 8日		自	2024年9月8日	
至 2024年 9月 7日		至	2025年3月7日	
期首元本額	32, 270, 000, 000 円	期首元本額		38, 730, 000, 000 円
期中追加設定元本額	12, 370, 000, 000 円	期中追加設定元本額		11, 190, 000, 000 円
期中一部解約元本額	5,910,000,000円	期中一部解約元本額		2,400,000,000 円

## 2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 14 期 自 2024 年 3 月 8 日 至 2024 年 9 月 7 日	第 15 期 自 2024 年 9 月 8 日 至 2025 年 3 月 7 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△139, 223, 880	112, 354, 513
合計	△139, 223, 880	112, 354, 513

<sup>3</sup> デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年3月7日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	外国債券マザーファンド	17, 023, 411, 275	50, 128, 839, 181	
証分	小計	銘柄数:1	17, 023, 411, 275	50, 128, 839, 181	
		組入時価比率:99.9%		100.0%	
	合計			50, 128, 839, 181	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

New -ta Lin	
資産の部	
流動資産	
預金	1, 270, 408, 418
コール・ローン	295, 507, 723
国債証券	962, 472, 851, 351
派生商品評価勘定	19, 038, 241
未収入金	4, 740, 937, 837
未収利息	7, 852, 467, 809
前払費用	1, 555, 496, 718
その他未収収益	15, 352, 977
流動資産合計	978, 222, 061, 074
資産合計	978, 222, 061, 074
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	501, 181
未払金	1, 114, 308, 892
未払解約金	4, 923, 414, 127
その他未払費用	9, 629, 551
流動負債合計	6, 047, 853, 751
負債合計	6, 047, 853, 751
純資産の部	
元本等	
元本	330, 147, 157, 980
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	642, 027, 049, 343
元本等合計	972, 174, 207, 323
純資産合計	972, 174, 207, 323
負債純資産合計	978, 222, 061, 074

# 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女な云町カ町にかる事気に関す	o Energy
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
	為替予約取引
	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ
	る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取
	引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

### 2025年3月7日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

2.9447 円

(10,000 口当たり純資産額)

(29,447 円)

2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券

226, 715, 423, 717 円

238, 541, 909, 342 円

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価

貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。

有価証券

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

#### (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年9月8日 至 2025年3月7日

#### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

#### 2025年3月7日現在

### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

## 2025年3月7日現在

期首 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 2024年9月8日320,284,050,028円

平報音音における囲小対象ノアントの朔目におけるヨノアントの元本領 同期中における追加設定元本額

29,031,921,333円

同期中における一部解約元本額

19, 168, 813, 381 円

期末元本額

330, 147, 157, 980 円

期末元本額の内訳\*

	1
バランスセレクト30	66, 183, 946 円
バランスセレクト50	71, 024, 106 円
バランスセレクト70	81, 984, 854 円
野村外国債券インデックスファンド	217, 882, 782 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3, 033, 773, 885 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22, 840, 685, 491 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	3, 869, 781, 180 円
野村資産設計ファンド2015	16, 379, 061 円
野村資産設計ファンド2020	18, 012, 259 円
野村資産設計ファンド2025	26, 451, 976 円
野村資産設計ファンド2030	44, 738, 297 円
野村資産設計ファンド2035	37, 110, 043 円
野村資産設計ファンド2040	59, 288, 533 円
野村外国債券インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	81, 279, 511, 673 円
のむラップ・ファンド(保守型)	4, 287, 259, 356 円
のむラップ・ファンド(普通型)	45, 230, 863, 633 円
のむラップ・ファンド(積極型)	18, 912, 766, 577 円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	306, 313, 992 円
野村資産設計ファンド2045	12, 462, 903 円
野村インデックスファンド・外国債券	1, 168, 945, 796 円
マイ・ロード	5, 654, 761, 193 円
ネクストコア	44, 401, 645 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	390, 411, 070 円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	9, 504, 973, 462 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1, 113, 465, 819 円
野村資産設計ファンド2050	11, 234, 850 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,779,252 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2, 250, 319 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2, 008, 500 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,668,592 円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	1, 476, 933, 800 円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	5, 147, 442, 602 円
インデックス・ブレンド (タイプ I )	1, 265, 644 円
インデックス・ブレンド (タイプ <b>Ⅱ</b> )	1, 140, 711 円
インデックス・ブレンド (タイプ <b>Ⅲ</b> )	3, 130, 371 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	933, 472 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	1, 524, 061 円
野村6資産均等バランス	5, 869, 559, 965 円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	9, 839, 615, 449 円
世界6資産分散ファンド	105, 605, 545 円
野村資産設計ファンド2060	7, 051, 021 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替	17, 023, 411, 275 円
ヘッジなし)連動型上場投信	
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	5, 496, 643, 620 円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5, 275, 297 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	643, 315, 012 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	150, 753, 122 円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	647, 107, 234 円
グローバル・インデックス・バランス60 VA (適格機関投資家専用)	217, 081, 426 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,016,584円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	4, 414, 066 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	184, 630 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2, 090, 783, 518 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	5,008,223 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	5, 481, 834 円
野村グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	149, 024, 270 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	106, 236, 807 円
野村グローバル・インデックス・バランス 7 5 V A (適格機関投資家専用)	1,836,467,494 円
EO / 164	

野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	32, 358, 292 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	809, 827, 610 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券(適格機関投資家専用)	2, 495, 064, 262 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格	2, 493, 004, 202   ]
機関投資家専用)	3, 459, 471 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信(適格機関投資家転売制限付)	1,051,643,193 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,748,232 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8, 510, 923 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8, 127, 779 円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	653, 182, 684 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	5, 299, 960, 821 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	7, 615, 408, 368 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	7, 144, 747, 194 円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	28, 786, 510, 849 円
マイバランスDC30	2, 457, 059, 677 円
マイバランスDC50	2, 088, 444, 371 円
マイバランスDC70	1,776,930,570円
野村DC外国債券インデックスファンド	12, 299, 636, 043 円
野村DC運用戦略ファンド	2, 894, 871, 505 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	375, 583, 279 円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	624, 749, 473 円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	1, 432, 873, 033 円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	630, 035, 667 円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	38, 595, 743 円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	99, 958, 193 円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	58, 085, 468 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	44, 148, 229 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	34, 716, 722 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	19, 702, 609 円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	581, 592, 699 円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	302, 393, 723 円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	208, 327, 125 円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	286, 019, 679 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	11,747,830円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	114, 825, 268 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	79, 776, 368 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	392, 809, 603 円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	232, 187, 076 円
マイターゲット2070(確定拠出年金向け)	3, 756, 251 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年3月7日現在)

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券(2025年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	21, 050, 000. 00	22, 215, 972. 13	
		US TREASURY BOND	26, 850, 000. 00	27, 956, 512. 66	
		US TREASURY BOND	100, 000. 00	100, 109. 37	
		US TREASURY BOND	7, 100, 000. 00	5, 557, 968. 75	

US TREASURY BOND	10, 200, 000. 00	9, 057, 479. 64	
US TREASURY BOND	100, 000. 00	101, 654. 29	
US TREASURY N/B	20, 650, 000. 00	20, 331, 866. 10	
US TREASURY N/B	55, 100, 000. 00	53, 202, 433. 14	
US TREASURY N/B	200, 000. 00	201, 093. 34	
US TREASURY N/B	700, 000. 00	703, 096. 80	
US TREASURY N/B	13, 100, 000. 00	13, 057, 782. 62	
US TREASURY N/B	7, 750, 000. 00	7, 606, 201. 07	
US TREASURY N/B	32, 830, 000. 00	31, 625, 805. 44	
US TREASURY N/B	4, 300, 000. 00	4, 338, 968. 75	
US TREASURY N/B	6, 900, 000. 00	6, 707, 823. 96	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 500. 00	
US TREASURY N/B	300, 000. 00	293, 132. 79	
US TREASURY N/B	1, 200, 000. 00	1, 152, 843. 72	
US TREASURY N/B	67, 000, 000. 00	67, 656, 908. 20	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 115. 23	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 269. 53	
US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 055, 956. 99	
US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	1, 007, 519. 50	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 623. 04	
US TREASURY N/B	7, 600, 000. 00	7, 380, 905. 68	
US TREASURY N/B	12, 200, 000. 00	11, 640, 515. 32	
US TREASURY N/B	44, 830, 000. 00	43, 271, 453. 66	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 496. 09	
US TREASURY N/B	400, 000. 00	385, 046. 84	
US TREASURY N/B	20, 360, 000. 00	19, 411, 987. 50	
US TREASURY N/B	44, 650, 000. 00	44, 475, 583. 70	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 908. 20	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 437. 50	
US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 048, 222. 56	
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 943. 35	
US TREASURY N/B	58, 600, 000. 00	56, 400, 208. 74	
US TREASURY N/B	41, 700, 000. 00	39, 801, 507. 42	
US TREASURY N/B	60, 700, 000. 00	58, 734, 357. 97	
US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 111, 171. 82	
US TREASURY N/B	7, 750, 000. 00	7, 446, 962. 60	
-			

US TREASURY N/B	44, 270, 000. 00	42, 256, 232. 95
US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 107, 089. 83
US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 144. 53
US TREASURY N/B	67, 550, 000. 00	64, 337, 416. 57
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 029. 29
US TREASURY N/B	6, 700, 000. 00	6, 398, 368. 68
US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 792. 96
US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 103, 093. 75
US TREASURY N/B	100, 000. 00	94, 636. 71
US TREASURY N/B	1, 100, 000. 00	1, 056, 300. 74
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 535. 15
US TREASURY N/B	100, 000. 00	93, 417. 96
US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 123. 04
US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 050. 78
US TREASURY N/B	43, 700, 000. 00	40, 600, 031. 25
US TREASURY N/B	350, 000. 00	341, 236. 31
US TREASURY N/B	66, 200, 000. 00	63, 996, 777. 94
US TREASURY N/B	43, 350, 000. 00	43, 815, 670. 03
US TREASURY N/B	55, 950, 000. 00	51, 830, 239. 24
US TREASURY N/B	500, 000. 00	485, 644. 50
US TREASURY N/B	300, 000. 00	277, 171. 86
US TREASURY N/B	300, 000. 00	295, 353. 51
US TREASURY N/B	32, 400, 000. 00	29, 753, 577. 72
US TREASURY N/B	9, 100, 000. 00	8, 846, 017. 18
US TREASURY N/B	50, 000. 00	45, 922. 85
US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 990. 23
US TREASURY N/B	10, 700, 000. 00	9, 768, 556. 44
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 382. 81
US TREASURY N/B	10, 350, 000. 00	9, 450, 843. 75
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 353. 51
US TREASURY N/B	41, 300, 000. 00	37, 733, 034. 64
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 707. 03
US TREASURY N/B	500, 000. 00	455, 517. 55
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 716. 79
US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	3, 647, 890. 40
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 664. 06

US TREASURY N/B	600, 000. 00	579, 433. 56
US TREASURY N/B	23, 750, 000. 00	21, 847, 216. 50
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 003. 90
US TREASURY N/B	25, 750, 000. 00	23, 727, 718. 60
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 945. 31
US TREASURY N/B	20, 050, 000. 00	18, 427, 985. 07
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 507. 81
US TREASURY N/B	55, 400, 000. 00	53, 537, 823. 18
US TREASURY N/B	70, 300, 000. 00	64, 465, 922. 51
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 851. 56
US TREASURY N/B	58, 950, 000. 00	53, 940, 399. 52
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 970. 70
US TREASURY N/B	66, 900, 000. 00	60, 537, 963. 87
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 355. 46
US TREASURY N/B	8, 650, 000. 00	8, 334, 747. 29
US TREASURY N/B	46, 900, 000. 00	42, 523, 273. 24
US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 117. 18
US TREASURY N/B	17, 900, 000. 00	16, 262, 078. 40
US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 966. 79
US TREASURY N/B	15, 600, 000. 00	14, 206, 968. 36
US TREASURY N/B	100, 000. 00	102, 830. 07
US TREASURY N/B	17, 950, 000. 00	17, 395, 021. 90
US TREASURY N/B	100, 000. 00	91, 275. 39
US TREASURY N/B	4, 200, 000. 00	4, 248, 398. 28
US TREASURY N/B	29, 500, 000. 00	26, 738, 982. 90
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 974. 60
US TREASURY N/B	7, 450, 000. 00	6, 838, 430. 24
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 845. 70
US TREASURY N/B	8, 350, 000. 00	7, 921, 246. 70
US TREASURY N/B	24, 400, 000. 00	22, 466, 107. 24
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 746. 09
US TREASURY N/B	46, 850, 000. 00	43, 921, 875. 00
US TREASURY N/B	11, 350, 000. 00	11, 381, 921. 87
US TREASURY N/B	2, 850, 000. 00	2, 722, 529. 19
US TREASURY N/B	28, 900, 000. 00	27, 049, 157. 30
US TREASURY N/B	15, 100, 000. 00	14, 339, 985. 29

T		
US TREASURY N/B	34, 000, 000. 00	32, 914, 257. 60
US TREASURY N/B	13, 600, 000. 00	12, 819, 592. 56
US TREASURY N/B	13, 000, 000. 00	12, 971, 054. 20
US TREASURY N/B	100, 000. 00	90, 304. 68
US TREASURY N/B	41, 000, 000. 00	39, 432, 069. 80
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 187. 50
US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	3, 906, 718. 40
US TREASURY N/B	11, 600, 000. 00	11, 562, 842. 88
US TREASURY N/B	50, 000. 00	45, 144. 53
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 152. 34
US TREASURY N/B	9, 150, 000. 00	9, 068, 328. 93
US TREASURY N/B	3, 450, 000. 00	3, 495, 146. 35
US TREASURY N/B	100, 000. 00	83, 671. 87
US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 437. 50
US TREASURY N/B	16, 750, 000. 00	14, 828, 329. 45
US TREASURY N/B	50, 000, 000. 00	49, 849, 605. 00
US TREASURY N/B	47, 400, 000. 00	46, 388, 119. 02
US TREASURY N/B	40, 600, 000. 00	39, 478, 741. 68
US TREASURY N/B	35, 900, 000. 00	39, 498, 411. 37
US TREASURY N/B	61, 100, 000. 00	51, 245, 235. 98
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 351. 56
US TREASURY N/B	9, 000, 000. 00	8, 847, 773. 10
US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 476. 56
US TREASURY N/B	44, 080, 000. 00	36, 634, 610. 29
US TREASURY N/B	19, 750, 000. 00	19, 752, 699. 82
US TREASURY N/B	6, 750, 000. 00	6, 917, 431. 05
US TREASURY N/B	100, 000. 00	103, 738. 28
US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 226. 56
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 019. 53
US TREASURY N/B	5, 500, 000. 00	5, 460, 683. 25
US TREASURY N/B	100, 000. 00	106, 484. 37
US TREASURY N/B	100, 000. 00	84, 392. 57
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 560. 54
US TREASURY N/B	4, 100, 000. 00	4, 094, 714. 69
US TREASURY N/B	100, 000. 00	86, 322. 26
US TREASURY N/B	14, 950, 000. 00	15, 330, 172. 52

US TREASURY N/B	2, 400, 000. 00	2, 007, 281. 04
US TREASURY N/B	9, 250, 000. 00	9, 030, 853. 62
US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	837, 226. 50
US TREASURY N/B	57, 250, 000. 00	49, 307, 678. 87
US TREASURY N/B	64, 230, 000. 00	58, 987, 476. 74
US TREASURY N/B	74, 500, 000. 00	67, 600, 018. 60
US TREASURY N/B	200, 000. 00	198, 953. 12
US TREASURY N/B	51, 800, 000. 00	49, 271, 714. 52
US TREASURY N/B	37, 850, 000. 00	35, 599, 696. 38
US TREASURY N/B	50, 950, 000. 00	49, 597, 634. 15
US TREASURY N/B	30, 000, 000. 00	30, 520, 311. 00
US TREASURY N/B	55, 150, 000. 00	54, 038, 380. 05
US TREASURY N/B	44, 750, 000. 00	45, 069, 018. 27
US TREASURY N/B	33, 100, 000. 00	32, 983, 630. 32
US TREASURY N/B	350, 000. 00	358, 517. 56
US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 349. 60
US TREASURY N/B	100, 000. 00	90, 593. 75
US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 894. 53
US TREASURY N/B	100, 000. 00	100, 363. 28
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 855. 46
US TREASURY N/B	100, 000. 00	101, 462. 89
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 648. 43
US TREASURY N/B	200, 000. 00	125, 421. 86
US TREASURY N/B	100, 000. 00	92, 947. 26
US TREASURY N/B	600, 000. 00	372, 656. 22
US TREASURY N/B	400, 000. 00	387, 648. 40
US TREASURY N/B	2, 050, 000. 00	1, 319, 847. 60
US TREASURY N/B	100, 000. 00	102, 533. 20
US TREASURY N/B	200, 000. 00	139, 261. 70
US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 101. 56
US TREASURY N/B	2, 200, 000. 00	1, 617, 429. 66
US TREASURY N/B	26, 300, 000. 00	17, 672, 879. 38
US TREASURY N/B	400, 000. 00	332, 500. 00
US TREASURY N/B	57, 850, 000. 00	40, 304, 048. 72
US TREASURY N/B	100, 000. 00	82, 816. 40
US TREASURY N/B	32, 050, 000. 00	23, 617, 468. 72
	<u> </u>	I

US TREASURY N/B	100, 000. 00	80, 996. 09
US TREASURY N/B	500, 000. 00	419, 785. 15
US TREASURY N/B	200, 000. 00	155, 203. 12
US TREASURY N/B	100, 000. 00	85, 199. 21
US TREASURY N/B	100, 000. 00	77, 246. 09
US TREASURY N/B	45, 240, 000. 00	36, 904, 172. 59
US TREASURY N/B	100, 000. 00	91, 019. 53
US TREASURY N/B	100, 000. 00	90, 808. 59
US TREASURY N/B	100, 000. 00	87, 369. 14
US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 949. 21
US TREASURY N/B	45, 100, 000. 00	39, 270, 468. 71
US TREASURY N/B	8, 600, 000. 00	7, 199, 476. 24
US TREASURY N/B	43, 450, 000. 00	34, 869, 472. 27
US TREASURY N/B	34, 100, 000. 00	26, 741, 857. 67
US TREASURY N/B	34, 900, 000. 00	25, 036, 659. 72
US TREASURY N/B	25, 400, 000. 00	19, 818, 449. 06
US TREASURY N/B	7, 200, 000. 00	5, 593, 500. 00
US TREASURY N/B	2, 400, 000. 00	1, 697, 906. 16
US TREASURY N/B	26, 700, 000. 00	18, 824, 020. 65
US TREASURY N/B	1, 650, 000. 00	1, 102, 986. 22
US TREASURY N/B	11, 200, 000. 00	8, 415, 749. 44
US TREASURY N/B	7, 000, 000. 00	5, 363, 202. 60
US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 528, 320. 20
US TREASURY N/B	11, 400, 000. 00	8, 289, 714. 06
US TREASURY N/B	6, 300, 000. 00	4, 569, 714. 45
US TREASURY N/B	100, 000. 00	75, 847. 65
US TREASURY N/B	25, 650, 000. 00	19, 859, 712. 57
US TREASURY N/B	43, 500, 000. 00	32, 856, 093. 75
US TREASURY N/B	45, 200, 000. 00	36, 499, 881. 40
US TREASURY N/B	44, 100, 000. 00	33, 200, 751. 15
US TREASURY N/B	4, 100, 000. 00	3, 007, 013. 39
US TREASURY N/B	14, 650, 000. 00	9, 401, 178. 95
US TREASURY N/B	300, 000. 00	197, 507. 79
US TREASURY N/B	51, 100, 000. 00	30, 775, 772. 16
US TREASURY N/B	200, 000. 00	101, 464. 84
US TREASURY N/B	32, 600, 000. 00	17, 665, 125. 00
•	•	

	US TREASURY N/B	22, 300, 000. 00	12, 882, 605. 19
	US TREASURY N/B	1, 750, 000. 00	1, 140, 781. 25
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	59, 347. 65
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	57, 335. 93
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	62, 910. 15
	US TREASURY N/B	16, 350, 000. 00	11, 844, 808. 18
	US TREASURY N/B	100, 000. 00	74, 320. 31
	US TREASURY N/B	500, 000. 00	510, 332. 00
	US TREASURY N/B	8, 400, 000. 00	7, 909, 781. 04
	US TREASURY N/B	42, 250, 000. 00	39, 860, 234. 37
小計	銘柄数:230	3, 421, 290, 000. 00	3, 092, 228, 633. 96
			(457, 866, 293, 830)
	組入時価比率:47.1%		47. 6%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	2, 600, 000. 00	2, 538, 320. 46
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 610, 000. 00	2, 617, 979. 81
	CANADIAN GOVERNMENT	14, 700, 000. 00	14, 916, 633. 90
	CANADIAN GOVERNMENT	300, 000. 00	295, 954. 32
	CANADIAN GOVERNMENT	11, 650, 000. 00	11, 377, 238. 55
	CANADIAN GOVERNMENT	11, 650, 000. 00	11, 728, 532. 65
	CANADIAN GOVERNMENT	4, 190, 000. 00	4, 080, 283. 17
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 450, 000. 00	1, 400, 403. 18
	CANADIAN GOVERNMENT	3, 300, 000. 00	3, 309, 353. 52
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	1, 126, 789. 62
	CANADIAN GOVERNMENT	250, 000. 00	245, 129. 00
	CANADIAN GOVERNMENT	6, 600, 000. 00	6, 725, 457. 42
	CANADIAN GOVERNMENT	9, 530, 000. 00	10, 708, 530. 30
	CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	98, 424. 30
	CANADIAN GOVERNMENT	4, 950, 000. 00	5, 111, 326. 93
	CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	97, 892. 34
	CANADIAN GOVERNMENT	7, 600, 000. 00	7, 036, 921. 32
	CANADIAN GOVERNMENT	9, 050, 000. 00	7, 951, 089. 27
	CANADIAN GOVERNMENT	13, 600, 000. 00	12, 552, 251. 92
	CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	91, 506. 28
	CANADIAN GOVERNMENT	8, 550, 000. 00	8, 027, 367. 57
	CANADIAN GOVERNMENT	3, 500, 000. 00	3, 386, 810. 35
		<del> </del>	

	CANADIAN GOVERNMENT	4, 350, 000. 00	4, 506, 641. 32
	CANADIAN GOVERNMENT	500, 000. 00	507, 377. 60
	CANADIAN GOVERNMENT	6, 730, 000. 00	7, 991, 370. 25
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 050, 000. 00	2, 251, 556. 00
	CANADIAN GOVERNMENT	6, 800, 000. 00	7, 041, 468. 00
	CANADIAN GOVERNMENT	1, 800, 000. 00	1, 639, 796. 04
	CANADIAN GOVERNMENT	14, 600, 000. 00	11, 217, 273. 44
	CANADIAN GOVERNMENT	2, 750, 000. 00	1, 963, 219. 22
	CANADIAN GOVERNMENT	750, 000. 00	669, 906. 82
	CANADIAN GOVERNMENT	5, 700, 000. 00	5, 119, 187. 67
小計	—————————————————————————————————————	184, 820, 000. 00	183, 849, 997. 26
			(19, 037, 667, 216)
	組入時価比率: 2.0%		2. 0%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	116, 900, 000. 00	113, 505, 001. 89
	MEX BONOS DESARR FIX RT	28, 100, 000. 00	27, 438, 807. 00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	125, 000, 000. 00	117, 428, 000. 00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	102, 200, 000. 00	99, 395, 468. 48
	MEX BONOS DESARR FIX RT	36, 000, 000. 00	35, 266, 680. 00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	84, 300, 000. 00	82, 425, 715. 95
	MEX BONOS DESARR FIX RT	161, 000, 000. 00	149, 780, 795. 50
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68, 500, 000. 00	61, 001, 990. 00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400, 000. 00	355, 360. 00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	37, 000, 000. 00	33, 389, 170. 00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51, 300, 000. 00	53, 309, 067. 03
	MEX BONOS DESARR FIX RT	120, 200, 000. 00	108, 794, 185. 94
	MEX BONOS DESARR FIX RT	91, 100, 000. 00	73, 798, 524. 86
	MEX BONOS DESARR FIX RT	117, 500, 000. 00	95, 944, 719. 00
小計		1, 139, 500, 000. 00	1, 051, 833, 485. 65
			(7, 684, 485, 079)
	組入時価比率: 0.8%		0.8%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100, 000. 00	98, 368. 56
	BELGIUM KINGDOM	100, 000. 00	94, 499. 80
	BELGIUM KINGDOM	100, 000. 00	92, 723. 91
	BELGIUM KINGDOM	5, 350, 000. 00	5, 329, 552. 30
	BELGIUM KINGDOM	9, 800, 000. 00	8, 699, 969. 60
	BELGIUM KINGDOM	15, 500, 000. 00	16, 351, 466. 14

T	T T	ı
BELGIUM KINGDOM	100, 000. 00	86, 440. 00
BELGIUM KINGDOM	1, 950, 000. 00	1, 865, 742. 45
BELGIUM KINGDOM	3, 500, 000. 00	3, 396, 617. 00
BELGIUM KINGDOM	100, 000. 00	81, 807. 25
BELGIUM KINGDOM	200, 000. 00	123, 500. 00
BELGIUM KINGDOM	10, 800, 000. 00	11, 422, 322. 99
BELGIUM KINGDOM	3, 100, 000. 00	3, 052, 407. 25
BELGIUM KINGDOM	1, 700, 000. 00	1, 495, 832. 55
BELGIUM KINGDOM	5, 950, 000. 00	5, 400, 267. 60
BELGIUM KINGDOM	2, 250, 000. 00	1, 430, 743. 72
BELGIUM KINGDOM GOVT	15, 030, 000. 00	16, 317, 988. 33
BELGIUM KINGDOM GOVT	14, 750, 000. 00	16, 717, 009. 85
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	650, 000. 00	292, 872. 90
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17, 250, 000. 00	18, 088, 596. 67
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 350. 16
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6, 100, 000. 00	5, 828, 550. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 090. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	36, 950, 000. 00	36, 962, 563. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 120. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 287. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 550, 000. 00	5, 157, 892. 50
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 467. 87
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 105. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	542, 825. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 852. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41, 400, 000. 00	42, 504, 345. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22, 400, 000. 00	22, 155, 840. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	88, 604. 37
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950, 000. 00	903, 420. 26
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10, 750, 000. 00	10, 749, 514. 10
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	750, 000. 00	632, 850. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 296. 15
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 670. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	92, 810. 35
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19, 450, 000. 00	19, 678, 732. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 650, 000. 00	1, 623, 811. 36
	1	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3, 850, 000. 00	3, 832, 877. 12
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	85, 445. 02
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 600, 000. 00	7, 655, 083. 28
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13, 050, 000. 00	14, 594, 287. 41
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10, 600, 000. 00	11, 621, 098. 00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 400, 000. 00	1, 300, 548. 90
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3, 300, 000. 00	3, 817, 943. 25
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	84, 161. 52
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	398, 990. 60
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13, 200, 000. 00	12, 792, 152. 99
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8, 600, 000. 00	7, 318, 419. 40
BUNDESOBLIGATION	200, 000. 00	195, 380. 00
BUNDESOBLIGATION	8, 450, 000. 00	8, 448, 732. 50
BUNDESOBLIGATION	2, 050, 000. 00	2, 021, 710. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	96, 300. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	95, 895. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 990. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	93, 225. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	91, 790. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	92, 105. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30, 420, 000. 00	35, 471, 241. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 300, 000. 00	2, 276, 195. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39, 200, 000. 00	45, 262, 280. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 600, 000. 00	2, 166, 710. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20, 000, 000. 00	19, 368, 000. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	450, 000. 00	427, 972. 50
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21, 150, 000. 00	24, 435, 673. 65
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 700, 000. 00	1, 644, 495. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27, 450, 000. 00	30, 150, 547. 47
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31, 870, 000. 00	36, 125, 792. 32
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13, 750, 000. 00	16, 491, 150. 50
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15, 230, 000. 00	15, 492, 316. 95
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	91, 035. 20
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 250, 000. 00	2, 942, 875. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	69, 445. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	231, 575. 00
·		

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	25, 700, 000. 00	19, 395, 790. 00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4, 000, 000. 00	3, 524, 000. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	102, 027. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 590. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	44, 950, 000. 00	45, 621, 224. 86
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 080. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	51, 300, 000. 00	51, 752, 979. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	17, 350, 000. 00	17, 707, 410. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	107, 780. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	16, 050, 000. 00	16, 361, 370. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	31, 000, 000. 00	31, 263, 500. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	198, 240. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	197, 760. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 450, 000. 00	6, 457, 095. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 000. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	196, 380. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 950, 000. 00	27, 472, 830. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	18, 950, 000. 00	19, 552, 610. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 930. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 700, 000. 00	31, 955, 630. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 000, 000. 00	26, 293, 800. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 030. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	164, 460. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 650, 000. 00	3, 767, 895. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	101, 840. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 000, 000. 00	26, 561, 600. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 800, 000. 00	11, 168, 280. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 450. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	31, 650, 000. 00	31, 846, 230. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	114, 920. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	200, 000. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 300, 000. 00	5, 193, 470. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	133, 110. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	83, 720. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	92, 600. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	42, 000, 000. 00	47, 955, 600. 00
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 040. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 700, 000. 00	5, 872, 710. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 000, 000. 00	3, 999, 600. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	28, 450, 000. 00	31, 090, 160. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 000, 000. 00	6, 975, 500. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 800. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	29, 450, 000. 00	28, 651, 905. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	650, 000. 00	546, 455. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 220. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 190. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	87, 420. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	450, 000. 00	489, 105. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	175, 460. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	11, 450, 000. 00	12, 392, 335. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	287, 280. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	3, 900, 000. 00	3, 942, 510. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	9, 400, 000. 00	9, 884, 100. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	450, 000. 00	381, 330. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	342, 320. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 410. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	16, 450, 000. 00	15, 841, 350. 00
BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 100, 000. 00	7, 028, 847. 55
FINNISH GOVERNMENT	3, 700, 000. 00	3, 450, 065. 00
FINNISH GOVERNMENT	2, 450, 000. 00	2, 468, 256. 91
FINNISH GOVERNMENT	2, 950, 000. 00	2, 673, 741. 35
FINNISH GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 112, 855. 51
FINNISH GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 026, 101. 51
FINNISH GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	8, 427, 574. 69
FINNISH GOVERNMENT	350, 000. 00	345, 997. 05
FINNISH GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 674, 215. 40
FINNISH GOVERNMENT	5, 200, 000. 00	4, 831, 067. 80
FINNISH GOVERNMENT	400, 000. 00	355, 171. 68
FINNISH GOVERNMENT	850, 000. 00	806, 140. 00
FRANCE (GOVT OF)	1, 500, 000. 00	441, 937. 50
FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	195, 840. 00
FRANCE (GOVT OF)	500, 000. 00	501, 330. 00
·		

FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	96, 526. 25
FRANCE (GOVT OF)	150, 000. 00	145, 373. 68
FRANCE (GOVT OF)	19, 800, 000. 00	19, 792, 032. 48
FRANCE (GOVT OF)	850, 000. 00	806, 005. 02
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	94, 266. 75
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	93, 058. 18
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	90, 866. 16
FRANCE (GOVT OF)	52, 050, 000. 00	51, 539, 837. 13
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	97, 746. 86
FRANCE (GOVT OF)	150, 000. 00	146, 100. 00
FRANCE (GOVT OF)	5, 200, 000. 00	5, 249, 920. 00
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	82, 537. 05
FRANCE (GOVT OF)	2, 450, 000. 00	2, 346, 855. 00
FRANCE (GOVT OF)	10, 500, 000. 00	10, 286, 850. 00
FRANCE (GOVT OF)	300, 000. 00	221, 640. 00
FRANCE (GOVT OF)	500, 000. 00	390, 116. 85
FRANCE (GOVT OF)	2, 900, 000. 00	2, 365, 881. 48
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	545, 230. 00
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	70, 347. 00
FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	123, 000. 00
FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	46, 569. 37
FRANCE (GOVT OF)	400, 000. 00	181, 568. 20
FRANCE (GOVT OF)	20, 100, 000. 00	17, 166, 525. 60
FRANCE (GOVT OF)	15, 000, 000. 00	14, 038, 207. 50
FRANCE (GOVT OF)	50, 000. 00	28, 050. 00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100, 000. 00	101, 298. 00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20, 750, 000. 00	20, 873, 462. 50
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44, 550, 000. 00	49, 272, 300. 00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350, 000. 00	318, 682. 17
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38, 000, 000. 00	44, 248, 700. 99
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	43, 250, 000. 00	47, 540, 248. 62
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21, 000, 000. 00	21, 747, 600. 00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	35, 750, 000. 00	38, 899, 575. 00
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100, 000. 00	90, 642. 41
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23, 200, 000. 00	22, 968, 000. 00
FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400, 000. 00	395, 840. 00
	<u> </u>	I

IRELAND GOVERNMENT	IRELAND GOVERNMENT BOND	3, 800, 000. 00	3, 143, 294. 64
IRISH GOVERNMENT 150,000.00 27,896.85  IRISH TSY 0.4% 2035 2,850,000.00 2,160,424.54  IRISH TSY 1.10% 2029 2,100,000.00 1,974,101.01  IRISH TSY 1.3% 2033 5,000,000.00 4,385,196.00  IRISH TSY 1.3% 2031 100,000.00 91,922.90  IRISH TSY 1.7% 2037 3,100,000.00 2,667,599.41  IRISH TSY 1% 2026 100,000.00 98,480.50  IRISH TSY 1% 2026 100,000.00 98,480.50  IRISH TSY 2.4% 2030 5,450,000.00 5,356,565.74  IRISH TSY 2.4% 2030 5,450,000.00 97,679.00  IRISH TSY 2.8% 2045 2,550,000.00 97,679.00  IRISH TSY 2.8% 2045 100,000.00 97,679.00  IRISH TSY 2.8% 2045 2,550,000.00 10,400,678.37  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,679.00  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,679.41  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,679.41  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,679.41  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,670.50  IRISH TSY 1.8% 2031 100,000.00 97,870.50  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,970.50  IRISH TSY 1.8% 2030 10,000.00 97,107,762.00  IRISH TSY 1.8% 2032 100.00 97,970.00 97,970.762.00  IRISH TSY 1.8% 2032 100.00 97,970.70  IRISH TSY 1.8% 2032 100.00 97,970.90  IRISH TSY 1.8% 2032 100 97,970.00  IRISH TSY 1.8% 2032 100.00 97,970.00  IRISH TSY 1.8% 2032 100.00 97,970.00  IRISH TSY 1.8% 2032 100.00 97,970.00  IRI	IRELAND GOVERNMENT BOND	2, 150, 000. 00	2, 052, 390. 00
IRISH TSY 0. 4% 2035	IRISH GOVERNMENT	200, 000. 00	190, 703. 30
IRISH TSY 1.10% 2029	IRISH GOVERNMENT	150, 000. 00	97, 896. 85
IRISH TSY 1. 3% 2033	IRISH TSY 0.4% 2035	2, 850, 000. 00	2, 160, 424. 54
IRISH TSY 1.35% 2031 100,000.00 91,922.90 IRISH TSY 1.7% 2037 3,100,000.00 2,607,599.41 IRISH TSY 1.7% 2036 100,000.00 98,480.50 IRISH TSY 2.4% 2030 5,450,000.00 5,356,565.74 IRISH TSY 2% 2045 2,550,000.00 2,040,057.37 NETHERLANDS GOVERNMENT 100,000.00 97,679.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 100,000.00 96,750.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 18,830,000.00 20,460,678.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 100,000.00 94,415.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 2,100,000.00 1,909,110.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 3,000,000.00 1,909,110.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 4,952,761.49 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,650,000.00 4,770,319.29 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,650,000.00 4,770,319.29 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,600,000.00 1,709,330.25 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 1,779,330.25 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 1,779,330.25 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 1,779,330.25 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 1,275,065.04 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 3,982,500.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 4,463,100.00 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,700,000.00 4,463,100.00 DBRIGACOES DO TESOURO 700,000.00 1,275,065.04 NETHERLANDS GOVERNMENT 5,700,000.00 9,107,762.00 DBRIGACOES DO TESOURO 9,850,000.00 1,926,200.00 DBRIGACOES DO TESOURO 9,850,000.00 1,926,200.00 DBRIGACOES DO TESOURO 9,850,000.00 1,926,200.00 DBRIGACOES DO TESOURO 2,000,000.00 1,926,200.00 DBRIGACOES DO TESOURO 3,200,000.00 2,998,320.00	IRISH TSY 1.10% 2029	2, 100, 000. 00	1, 974, 101. 01
IRISH TSY 1. 7% 2037  3, 100, 000. 00  2, 607, 599. 41  IRISH TSY 1% 2026  100, 000. 00  98, 480. 50  IRISH TSY 2. 4% 2030  5, 450, 000. 00  5, 356, 565. 74  IRISH TSY 2% 2045  0, 550, 000. 00  2, 040, 057. 37  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  97, 679. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  96, 750. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  94, 415. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  94, 415. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  94, 415. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  90, 403. 35  NETHERLANDS GOVERNMENT  3, 000, 000. 00  2, 598, 932. 10  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 650, 000. 00  4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  5, 943, 840. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  5, 943, 840. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  4, 463, 100. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  700, 000. 00  9, 107, 762. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  9, 850, 000. 00  1, 226, 880. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  3, 200, 000. 00  3, 026, 880. 00  REPUBLIC OF AUSTRIA  4, 650, 000. 00  2, 998, 320. 00	IRISH TSY 1.3% 2033	5, 000, 000. 00	4, 385, 196. 00
IRISH TSY 1% 2026	IRISH TSY 1.35% 2031	100, 000. 00	91, 922. 90
IRISH TSY 2. 4% 2030 5, 450, 000. 00 5, 356, 565. 74  IRISH TSY 2% 2045 2, 550, 000. 00 2, 040, 057. 37  NETHERLANDS GOVERNMENT 100, 000. 00 97, 679. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 100, 000. 00 96, 750. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 100, 000. 00 96, 750. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 100, 000. 00 94, 415. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 2, 100, 000. 00 1, 909, 110. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 3, 000, 000. 00 1, 909, 110. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 3, 000, 000. 00 2, 598, 932. 10  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 4, 952, 761. 49  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 650, 000. 00 4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT 250, 000. 00 242, 664. 50  NETHERLANDS GOVERNMENT 6, 100, 000. 00 5, 943, 840. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 10, 900, 000. 00 11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 700, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 700, 000. 00 3, 982, 500. 00  OBRIGACOES DO TESOURO 700, 000. 00 9, 107, 762. 00  OBRIGACOES DO TESOURO 9, 850, 000. 00 9, 492, 934. 54  OBRIGACOES DO TESOURO 9, 850, 000. 00 9, 492, 934. 54  OBRIGACOES DO TESOURO 3, 200, 000. 00 3, 026, 880. 00  REPUBLIC OF AUSTRIA 4, 650, 000. 00 2, 998, 320. 00	IRISH TSY 1.7% 2037	3, 100, 000. 00	2, 607, 599. 41
IRISH TSY 2% 2045  2, 550, 000. 00  2, 040, 057. 37  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  96, 750. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  96, 750. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  94, 415. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  94, 415. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  1, 909, 110. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  90, 403. 35  NETHERLANDS GOVERNMENT  3, 000, 000. 00  2, 598, 932. 10  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  4, 952, 761. 49  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 650, 000. 00  4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 650, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 300. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  11, 779, 300. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  12, 598, 932. 10  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  12, 775, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  1, 200, 000. 00  1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  691, 277. 79  OBRIGACOES DO TESOURO  10, 000, 000. 00  9, 107, 762. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  9, 850, 000. 00  1, 926, 200. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  3, 200, 000. 00  3, 026, 880. 00  REPUBLIC OF AUSTRIA  4, 650, 000. 00  2, 998, 320. 00	IRISH TSY 1% 2026	100, 000. 00	98, 480. 50
NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  18,830,000.00  20,460,678.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  4,952,761.49  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,650,000.00  4,770,319.29  NETHERLANDS GOVERNMENT  250,000.00  242,664.50  NETHERLANDS GOVERNMENT  6,100,000.00  5,943,840.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10,900,000.00  11,779,330.25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  3,982,500.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  1,275,065.04  NETHERLANDS GOVERNMENT  1,200,000.00  1,275,065.04  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,700,000.00  4,463,100.00  OBRIGACOES DO TESOURO  700,000.00  9,107,762.00  OBRIGACOES DO TESOURO  9,850,000.00  1,926,200.00  OBRIGACOES DO TESOURO  2,998,320.00  NEPUBLIC OF AUSTRIA  4,650,000.00  2,998,320.00	IRISH TSY 2.4% 2030	5, 450, 000. 00	5, 356, 565. 74
NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  18,830,000.00  20,460,678.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  94,415.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  2,100,000.00  1,909,110.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  90,403.35  NETHERLANDS GOVERNMENT  3,000,000.00  2,598,932.10  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  4,952,761.49  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,650,000.00  4,770,319.29  NETHERLANDS GOVERNMENT  250,000.00  242,664.50  NETHERLANDS GOVERNMENT  6,100,000.00  5,943,840.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10,900,000.00  11,779,330.25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  3,982,500.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,000,000.00  340,693.75  NETHERLANDS GOVERNMENT  1,200,000.00  1,275,065.04  NETHERLANDS GOVERNMENT  6,800,000.00  6,269,518.40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,700,000.00  4,463,100.00  OBRIGACOES DO TESOURO  700,000.00  9,107,762.00  OBRIGACOES DO TESOURO  9,850,000.00  3,026,880.00  REPUBLIC OF AUSTRIA  4,650,000.00  2,998,320.00	IRISH TSY 2% 2045	2, 550, 000. 00	2, 040, 057. 37
NETHERLANDS GOVERNMENT  18,830,000.00  20,460,678.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  94,415.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  2,100,000.00  1,909,110.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100,000.00  90,403.35  NETHERLANDS GOVERNMENT  3,000,000.00  2,598,932.10  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  4,752,761.49  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,650,000.00  4,770,319.29  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,650,000.00  4,770,319.29  NETHERLANDS GOVERNMENT  6,100,000.00  5,943,840.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10,900,000.00  11,779,330.25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,900,000.00  3,982,500.00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,000,000.00  340,693.75  NETHERLANDS GOVERNMENT  1,200,000.00  1,275,065.04  NETHERLANDS GOVERNMENT  6,800,000.00  6,269,518.40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,700,000.00  6,269,518.40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5,700,000.00  9,107,762.00  OBRIGACOES DO TESOURO  10,000,000.00  9,492,934.54  OBRIGACOES DO TESOURO  2,000,000.00  3,026,880.00  REPUBLIC OF AUSTRIA  4,650,000.00  2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	97, 679. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  1, 909, 110. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  2, 100, 000. 00  1, 909, 110. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  90, 403. 35  NETHERLANDS GOVERNMENT  3, 000, 000. 00  2, 598, 932. 10  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT  250, 000. 00  242, 664. 50  NETHERLANDS GOVERNMENT  6, 100, 000. 00  5, 943, 840. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  340, 693. 75  NETHERLANDS GOVERNMENT  1, 200, 000. 00  1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  9, 107, 762. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  9, 850, 000. 00  9, 492, 934. 54  OBRIGACOES DO TESOURO  9, 850, 000. 00  1, 926, 200. 00  OBRIGACOES DO TESOURO  3, 200, 000. 00  3, 026, 880. 00  REPUBLIC OF AUSTRIA  4, 650, 000. 00  2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	96, 750. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT  2, 100, 000. 00  1, 909, 110. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  100, 000. 00  90, 403. 35  NETHERLANDS GOVERNMENT  3, 000, 000. 00  2, 598, 932. 10  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  4, 952, 761. 49  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 650, 000. 00  4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT  250, 000. 00  242, 664. 50  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  5, 943, 840. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  10, 900, 000. 00  11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 900, 000. 00  340, 693. 75  NETHERLANDS GOVERNMENT  1, 200, 000. 00  1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  6, 800, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  5, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  7, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  7, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  7, 700, 000. 00  6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT  7, 700, 000. 00  7, 700, 000. 00  1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  7, 700, 000. 00  1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT  7, 700, 000. 00  7, 200, 000. 00  7, 200, 000. 00  1, 277. 79  0BRIGACOES DO TESOURO  9, 850, 000. 00  9, 492, 934. 54  0BRIGACOES DO TESOURO  9, 850, 000. 00  1, 926, 200. 00  0BRIGACOES DO TESOURO  3, 200, 000. 00  3, 026, 880. 00  REPUBLIC OF AUSTRIA  4, 650, 000. 00  2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	18, 830, 000. 00	20, 460, 678. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT 100,000.00 90,403.35  NETHERLANDS GOVERNMENT 3,000,000.00 2,598,932.10  NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 4,952,761.49  NETHERLANDS GOVERNMENT 5,650,000.00 4,770,319.29  NETHERLANDS GOVERNMENT 250,000.00 242,664.50  NETHERLANDS GOVERNMENT 6,100,000.00 5,943,840.00  NETHERLANDS GOVERNMENT 10,900,000.00 11,779,330.25  NETHERLANDS GOVERNMENT 5,900,000.00 3,982,500.00  NETHERLANDS GOVERNMENT 500,000.00 340,693.75  NETHERLANDS GOVERNMENT 1,200,000.00 1,275,065.04  NETHERLANDS GOVERNMENT 6,800,000.00 6,269,518.40  NETHERLANDS GOVERNMENT 5,700,000.00 4,463,100.00  OBRIGACOES DO TESOURO 700,000.00 9,107,762.00  OBRIGACOES DO TESOURO 9,850,000.00 9,492,934.54  OBRIGACOES DO TESOURO 3,200,000.00 1,926,200.00  REPUBLIC OF AUSTRIA 4,650,000.00 2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	94, 415. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT         3,000,000.00         2,598,932.10           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,900,000.00         4,952,761.49           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,650,000.00         4,770,319.29           NETHERLANDS GOVERNMENT         250,000.00         242,664.50           NETHERLANDS GOVERNMENT         6,100,000.00         5,943,840.00           NETHERLANDS GOVERNMENT         10,900,000.00         3,982,500.00           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,900,000.00         340,693.75           NETHERLANDS GOVERNMENT         1,200,000.00         1,275,065.04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6,800,000.00         6,269,518.40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,700,000.00         4,463,100.00           OBRIGACOES DO TESOURO         700,000.00         9,107,762.00           OBRIGACOES DO TESOURO         9,850,000.00         9,492,934.54           OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	2, 100, 000. 00	1, 909, 110. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 4, 952, 761. 49  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 650, 000. 00 4, 770, 319. 29  NETHERLANDS GOVERNMENT 250, 000. 00 242, 664. 50  NETHERLANDS GOVERNMENT 6, 100, 000. 00 5, 943, 840. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 10, 900, 000. 00 11, 779, 330. 25  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 900, 000. 00 3, 982, 500. 00  NETHERLANDS GOVERNMENT 500, 000. 00 340, 693. 75  NETHERLANDS GOVERNMENT 1, 200, 000. 00 1, 275, 065. 04  NETHERLANDS GOVERNMENT 6, 800, 000. 00 6, 269, 518. 40  NETHERLANDS GOVERNMENT 5, 700, 000. 00 4, 463, 100. 00  OBRIGACOES DO TESOURO 700, 000. 00 9, 107, 762. 00  OBRIGACOES DO TESOURO 9, 850, 000. 00 9, 492, 934. 54  OBRIGACOES DO TESOURO 2, 000, 000. 00 1, 926, 200. 00  OBRIGACOES DO TESOURO 3, 200, 000. 00 3, 026, 880. 00  REPUBLIC OF AUSTRIA 4, 650, 000. 00 2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	90, 403. 35
NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 650, 000. 00         4, 770, 319. 29           NETHERLANDS GOVERNMENT         250, 000. 00         242, 664. 50           NETHERLANDS GOVERNMENT         6, 100, 000. 00         5, 943, 840. 00           NETHERLANDS GOVERNMENT         10, 900, 000. 00         11, 779, 330. 25           NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 900, 000. 00         3, 982, 500. 00           NETHERLANDS GOVERNMENT         500, 000. 00         1, 275, 065. 04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6, 800, 000. 00         6, 269, 518. 40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 700, 000. 00         4, 463, 100. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         700, 000. 00         9, 107, 762. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         10, 000, 000. 00         9, 492, 934. 54           OBRIGACOES DO TESOURO         2, 000, 000. 00         1, 926, 200. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         3, 200, 000. 00         3, 026, 880. 00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4, 650, 000. 00         2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	3, 000, 000. 00	2, 598, 932. 10
NETHERLANDS GOVERNMENT         250,000.00         242,664.50           NETHERLANDS GOVERNMENT         6,100,000.00         5,943,840.00           NETHERLANDS GOVERNMENT         10,900,000.00         11,779,330.25           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,900,000.00         3,982,500.00           NETHERLANDS GOVERNMENT         500,000.00         340,693.75           NETHERLANDS GOVERNMENT         1,200,000.00         1,275,065.04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6,800,000.00         6,269,518.40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,700,000.00         4,463,100.00           OBRIGACOES DO TESOURO         700,000.00         9,107,762.00           OBRIGACOES DO TESOURO         9,850,000.00         9,492,934.54           OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 900, 000. 00	4, 952, 761. 49
NETHERLANDS GOVERNMENT         6, 100, 000. 00         5, 943, 840. 00           NETHERLANDS GOVERNMENT         10, 900, 000. 00         11, 779, 330. 25           NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 900, 000. 00         3, 982, 500. 00           NETHERLANDS GOVERNMENT         500, 000. 00         1, 275, 065. 04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6, 800, 000. 00         6, 269, 518. 40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 700, 000. 00         4, 463, 100. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         700, 000. 00         691, 277. 79           OBRIGACOES DO TESOURO         10, 000, 000. 00         9, 107, 762. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         9, 850, 000. 00         9, 492, 934. 54           OBRIGACOES DO TESOURO         2, 000, 000. 00         1, 926, 200. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         3, 200, 000. 00         3, 026, 880. 00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4, 650, 000. 00         2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 650, 000. 00	4, 770, 319. 29
NETHERLANDS GOVERNMENT         10,900,000.00         11,779,330.25           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,900,000.00         3,982,500.00           NETHERLANDS GOVERNMENT         500,000.00         340,693.75           NETHERLANDS GOVERNMENT         1,200,000.00         1,275,065.04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6,800,000.00         6,269,518.40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,700,000.00         4,463,100.00           OBRIGACOES DO TESOURO         700,000.00         691,277.79           OBRIGACOES DO TESOURO         10,000,000.00         9,107,762.00           OBRIGACOES DO TESOURO         9,850,000.00         9,492,934.54           OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	250, 000. 00	242, 664. 50
NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 900, 000. 00         3, 982, 500. 00           NETHERLANDS GOVERNMENT         500, 000. 00         340, 693. 75           NETHERLANDS GOVERNMENT         1, 200, 000. 00         1, 275, 065. 04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6, 800, 000. 00         6, 269, 518. 40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 700, 000. 00         4, 463, 100. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         700, 000. 00         691, 277. 79           OBRIGACOES DO TESOURO         10, 000, 000. 00         9, 107, 762. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         9, 850, 000. 00         9, 492, 934. 54           OBRIGACOES DO TESOURO         2, 000, 000. 00         1, 926, 200. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         3, 200, 000. 00         3, 026, 880. 00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4, 650, 000. 00         2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	6, 100, 000. 00	5, 943, 840. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT         500,000.00         340,693.75           NETHERLANDS GOVERNMENT         1,200,000.00         1,275,065.04           NETHERLANDS GOVERNMENT         6,800,000.00         6,269,518.40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5,700,000.00         4,463,100.00           OBRIGACOES DO TESOURO         700,000.00         691,277.79           OBRIGACOES DO TESOURO         10,000,000.00         9,107,762.00           OBRIGACOES DO TESOURO         9,850,000.00         9,492,934.54           OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	10, 900, 000. 00	11, 779, 330. 25
NETHERLANDS GOVERNMENT       1, 200, 000. 00       1, 275, 065. 04         NETHERLANDS GOVERNMENT       6, 800, 000. 00       6, 269, 518. 40         NETHERLANDS GOVERNMENT       5, 700, 000. 00       4, 463, 100. 00         OBRIGACOES DO TESOURO       700, 000. 00       691, 277. 79         OBRIGACOES DO TESOURO       10, 000, 000. 00       9, 107, 762. 00         OBRIGACOES DO TESOURO       9, 850, 000. 00       9, 492, 934. 54         OBRIGACOES DO TESOURO       2, 000, 000. 00       1, 926, 200. 00         OBRIGACOES DO TESOURO       3, 200, 000. 00       3, 026, 880. 00         REPUBLIC OF AUSTRIA       4, 650, 000. 00       2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 900, 000. 00	3, 982, 500. 00
NETHERLANDS GOVERNMENT         6, 800, 000. 00         6, 269, 518. 40           NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 700, 000. 00         4, 463, 100. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         700, 000. 00         691, 277. 79           OBRIGACOES DO TESOURO         10, 000, 000. 00         9, 107, 762. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         9, 850, 000. 00         9, 492, 934. 54           OBRIGACOES DO TESOURO         2, 000, 000. 00         1, 926, 200. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         3, 200, 000. 00         3, 026, 880. 00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4, 650, 000. 00         2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	500, 000. 00	340, 693. 75
NETHERLANDS GOVERNMENT         5, 700, 000. 00         4, 463, 100. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         700, 000. 00         691, 277. 79           OBRIGACOES DO TESOURO         10, 000, 000. 00         9, 107, 762. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         9, 850, 000. 00         9, 492, 934. 54           OBRIGACOES DO TESOURO         2, 000, 000. 00         1, 926, 200. 00           OBRIGACOES DO TESOURO         3, 200, 000. 00         3, 026, 880. 00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4, 650, 000. 00         2, 998, 320. 00	NETHERLANDS GOVERNMENT	1, 200, 000. 00	1, 275, 065. 04
OBRIGACOES DO TESOURO         700,000.00         691,277.79           OBRIGACOES DO TESOURO         10,000,000.00         9,107,762.00           OBRIGACOES DO TESOURO         9,850,000.00         9,492,934.54           OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	6, 800, 000. 00	6, 269, 518. 40
OBRIGACOES DO TESOURO         10,000,000.00         9,107,762.00           OBRIGACOES DO TESOURO         9,850,000.00         9,492,934.54           OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 700, 000. 00	4, 463, 100. 00
OBRIGACOES DO TESOURO       9, 850, 000. 00       9, 492, 934. 54         OBRIGACOES DO TESOURO       2, 000, 000. 00       1, 926, 200. 00         OBRIGACOES DO TESOURO       3, 200, 000. 00       3, 026, 880. 00         REPUBLIC OF AUSTRIA       4, 650, 000. 00       2, 998, 320. 00	OBRIGACOES DO TESOURO	700, 000. 00	691, 277. 79
OBRIGACOES DO TESOURO         2,000,000.00         1,926,200.00           OBRIGACOES DO TESOURO         3,200,000.00         3,026,880.00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4,650,000.00         2,998,320.00	OBRIGACOES DO TESOURO	10, 000, 000. 00	9, 107, 762. 00
OBRIGACOES DO TESOURO         3, 200, 000. 00         3, 026, 880. 00           REPUBLIC OF AUSTRIA         4, 650, 000. 00         2, 998, 320. 00	OBRIGACOES DO TESOURO	9, 850, 000. 00	9, 492, 934. 54
REPUBLIC OF AUSTRIA 4, 650, 000. 00 2, 998, 320. 00	OBRIGACOES DO TESOURO	2, 000, 000. 00	1, 926, 200. 00
	OBRIGACOES DO TESOURO	3, 200, 000. 00	3, 026, 880. 00
REPUBLIC OF AUSTRIA 12,050,000.00 11,098,050.00	REPUBLIC OF AUSTRIA	4, 650, 000. 00	2, 998, 320. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	12, 050, 000. 00	11, 098, 050. 00

	REPUBLIC OF AUSTRIA	2, 000, 000. 00	2, 017, 000. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5, 150, 000. 00	4, 496, 465. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5, 850, 000. 00	6, 033, 690. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9, 000, 000. 00	7, 831, 800. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3, 450, 000. 00	3, 403, 425. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9, 350, 000. 00	8, 771, 235. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4, 750, 000. 00	5, 125, 785. 32
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3, 800, 000. 00	3, 599, 899. 60
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3, 550, 000. 00	3, 280, 200. 00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	650, 000. 00	681, 200. 00
	SPANISH GOVERNMENT	34, 250, 000. 00	39, 925, 225. 00
	SPANISH GOVERNMENT	16, 950, 000. 00	17, 833, 564. 51
小計	銘柄数:234	1, 724, 580, 000. 00	1, 756, 919, 503. 82
			(280, 597, 613, 955)
	組入時価比率:28.9%		29. 2%
英ポンド	UK TREASURY	300, 000. 00	289, 882. 47
	UK TREASURY	100, 000. 00	94, 395. 26
	UK TREASURY	150, 000. 00	140, 567. 35
	UK TREASURY	100, 000. 00	100, 513. 37
	UK TREASURY	190, 000. 00	170, 264. 30
	UK TREASURY	200, 000. 00	183, 622. 12
	UK TREASURY	100, 000. 00	106, 595. 50
	UK TREASURY	100, 000. 00	87, 051. 14
	UK TREASURY	200, 000. 00	172, 811. 34
	UK TREASURY	500, 000. 00	405, 016. 45
	UK TREASURY	500, 000. 00	511, 929. 15
	UK TREASURY	100, 000. 00	77, 577. 98
	UK TREASURY	160, 000. 00	158, 238. 09
	UK TREASURY	100, 000. 00	74, 593. 81
	UK TREASURY	80, 000. 00	79, 100. 84
	UK TREASURY	1, 480, 000. 00	1, 415, 184. 14
	UK TREASURY	100, 000. 00	71, 391. 24
	UK TREASURY	18, 050, 000. 00	16, 105, 513. 21
	UK TREASURY	19, 490, 000. 00	19, 157, 599. 99
	UK TREASURY	20, 200, 000. 00	18, 704, 723. 28
	UK TREASURY	500, 000. 00	457, 592. 15

	UK TREASURY	320, 000. 00	297, 345. 28
	UK TREASURY	70, 000. 00	55, 430. 73
	UK TREASURY	19, 950, 000. 00	17, 444, 086. 48
	UK TREASURY	100, 000. 00	51, 715. 80
	UK TREASURY	100, 000. 00	53, 414. 82
	UK TREASURY	100, 000. 00	86, 343. 54
	UK TREASURY	550, 000. 00	241, 063. 84
	UK TREASURY	100, 000. 00	78, 294. 51
	UK TREASURY	600, 000. 00	273, 220. 20
	UK TREASURY	9, 450, 000. 00	7, 329, 633. 57
	UK TREASURY	550, 000. 00	256, 142. 09
	UK TREASURY	100, 000. 00	47, 002. 13
	UK TREASURY	100, 000. 00	80, 629. 51
	UK TREASURY	19, 850, 000. 00	15, 889, 726. 50
	UK TREASURY	100, 000. 00	55, 610. 00
	UK TREASURY	2, 650, 000. 00	1, 905, 606. 25
	UK TSY 0 1/2% 2061	50, 000. 00	13, 719. 13
	UK TSY 0 5/8% 2050	950, 000. 00	349, 265. 69
	UK TSY 3 1/4% 2044	100, 000. 00	76, 961. 22
	UNITED KINGDOM GILT	11, 720, 000. 00	11, 695, 670. 45
	UNITED KINGDOM GILT	18, 170, 000. 00	17, 997, 942. 81
	UNITED KINGDOM GILT	10, 900, 000. 00	10, 926, 786. 74
	UNITED KINGDOM GILT	14, 090, 000. 00	14, 193, 620. 67
	UNITED KINGDOM GILT	30, 080, 000. 00	29, 876, 695. 29
	UNITED KINGDOM GILT	7, 200, 000. 00	7, 206, 027. 12
	UNITED KINGDOM GILT	12, 250, 000. 00	11, 938, 470. 25
	UNITED KINGDOM GILT	3, 750, 000. 00	3, 746, 675. 25
	UNITED KINGDOM GILT	1, 900, 000. 00	1, 867, 886. 58
	UNITED KINGDOM GILT	6, 040, 000. 00	5, 646, 332. 73
	UNITED KINGDOM GILT	20, 430, 000. 00	19, 431, 861. 70
	UNITED KINGDOM GILT	140, 000. 00	64, 128. 65
	UNITED KINGDOM GILT	31, 900, 000. 00	27, 628, 590. 00
	UNITED KINGDOM (GOVERNMEN	170, 000. 00	144, 148. 72
小計	銘柄数:54	287, 230, 000. 00	265, 514, 211. 43
			(50, 657, 456, 398)
	組入時価比率: 5.2%		5. 3%

スウェーデンクロ	SWEDISH GOVERNMENT	19, 000, 000. 00	18, 642, 800. 00
ーナ	SWEDISH GOVERNMENT	26, 200, 000. 00	24, 997, 420. 00
	SWEDISH GOVERNMENT	20, 000, 000. 00	18, 573, 000. 00
	SWEDISH GOVERNMENT	21, 100, 000. 00	18, 293, 662. 02
	SWEDISH GOVERNMENT	17, 500, 000. 00	17, 181, 582. 25
	SWEDISH GOVERNMENT	5, 000, 000. 00	4, 637, 000. 00
	SWEDISH GOVERNMENT	14, 800, 000. 00	15, 966, 388. 00
小計	銘柄数:7	123, 600, 000. 00	118, 291, 852. 27
			(1, 722, 329, 369)
	組入時価比率: 0.2%		0. 2%
ノルウェークロー ネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	6, 200, 000. 00	5, 974, 940. 00
1	NORWEGIAN GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	8, 928, 590. 00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	29, 100, 000. 00	26, 643, 960. 00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	11, 000, 000. 00	9, 673, 235. 00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4, 700, 000. 00	3, 990, 217. 75
	NORWEGIAN GOVERNMENT	39, 300, 000. 00	34, 898, 400. 00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5, 500, 000. 00	5, 124, 570. 00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8, 600, 000. 00	8, 155, 767. 00
小計	銘柄数:8	113, 800, 000. 00	103, 389, 679. 75
			(1, 407, 133, 541)
	組入時価比率: 0.1%		0. 1%
デンマーククロー	KINGDOM OF DENMARK	10, 300, 000. 00	10, 351, 754. 41
1	KINGDOM OF DENMARK	4, 900, 000. 00	4, 701, 350. 08
	KINGDOM OF DENMARK	18, 550, 000. 00	16, 947, 280. 00
	KINGDOM OF DENMARK	9, 700, 000. 00	9, 461, 426. 56
	KINGDOM OF DENMARK	43, 500, 000. 00	52, 287, 870. 00
	KINGDOM OF DENMARK	7, 500, 000. 00	3, 859, 321. 50
小計	銘柄数:6	94, 450, 000. 00	97, 609, 002. 55
			(2, 089, 808, 744)
	組入時価比率: 0.2%		0.2%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 500, 000. 00	1, 421, 250. 00
	POLAND GOVERNMENT BOND	18, 100, 000. 00	17, 461, 413. 90
	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 200, 000. 00	1, 108, 552. 80
	POLAND GOVERNMENT BOND	2, 700, 000. 00	2, 617, 695. 90
	POLAND GOVERNMENT BOND	51, 000, 000. 00	47, 288, 347. 50

	POLAND GOVERNMENT BOND	11, 700, 000. 00	11, 795, 635. 80
	POLAND GOVERNMENT BOND	14, 100, 000. 00	12, 507, 320. 40
	POLAND GOVERNMENT BOND	31, 900, 000. 00	25, 268, 123. 98
	POLAND GOVERNMENT BOND	4, 700, 000. 00	3, 618, 914. 93
	POLAND GOVERNMENT BOND	16, 300, 000. 00	16, 431, 500. 25
	POLAND GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 050, 830. 10
小計	銘柄数:12	162, 900, 000. 00	149, 540, 251. 81
			(5, 721, 813, 792)
	組入時価比率:0.6%		0.6%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17, 430, 000. 00	17, 499, 197. 10
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3, 800, 000. 00	3, 621, 400. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2, 600, 000. 00	2, 647, 918. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5, 000, 000. 00	4, 862, 050. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1, 900, 000. 00	1, 827, 534. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3, 070, 000. 00	2, 995, 521. 80
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2, 450, 000. 00	2, 313, 780. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	20, 450, 000. 00	19, 014, 001. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6, 750, 000. 00	5, 684, 917. 50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5, 200, 000. 00	4, 441, 268. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	890, 670. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600, 000. 00	488, 496. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3, 100, 000. 00	2, 580, 936. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22, 400, 000. 00	22, 621, 760. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300, 000. 00	269, 643. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	94, 792. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4, 900, 000. 00	4, 523, 141. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3, 200, 000. 00	2, 740, 096. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14, 500, 000. 00	13, 379, 875. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2, 250, 000. 00	1, 906, 425. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5, 050, 000. 00	3, 893, 701. 50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6, 090, 000. 00	4, 469, 451. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6, 300, 000. 00	3, 294, 900. 00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1, 450, 000. 00	1, 385, 040. 00
小計	<b>銘</b> 柄数:24	139, 990, 000. 00	127, 446, 513. 90
			(11, 937, 914, 957)
	組入時価比率:1.2%		1. 2%

ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1, 250, 000. 00	1, 199, 375. 00
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3, 100, 000. 00	3, 150, 840. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 052, 290. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	5, 700, 000. 00	5, 452, 620. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3, 200, 000. 00	3, 245, 120. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1, 850, 000. 00	1, 571, 427. 74
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2, 200, 000. 00	1, 869, 340. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4, 700, 000. 00	4, 379, 528. 62
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 947, 600. 40
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6, 450, 000. 00	5, 210, 955. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2, 600, 000. 00	1, 638, 520. 00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	638, 900. 00
小計	銘柄数:12	36, 350, 000. 00	32, 356, 516. 76
			(2, 747, 068, 272)
	組入時価比率: 0.3%		0.3%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700, 000. 00	726, 950. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3, 670, 000. 00	3, 649, 045. 76
	SINGAPORE GOVERNMENT	500, 000. 00	489, 476. 75
	SINGAPORE GOVERNMENT	5, 050, 000. 00	5, 143, 197. 75
	SINGAPORE GOVERNMENT	350, 000. 00	352, 660. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	200, 000. 00	200, 260. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	1, 450, 000. 00	1, 465, 428. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5, 610, 000. 00	5, 678, 442. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400, 000. 00	374, 560. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3, 930, 000. 00	4, 118, 640. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	4, 170, 000. 00	3, 959, 415. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	850, 000. 00	842, 775. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3, 000, 000. 00	2, 975, 160. 00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5, 050, 000. 00	4, 216, 750. 00
小計	銘柄数:14	34, 930, 000. 00	34, 192, 760. 26
			(3, 799, 157, 592)
	組入時価比率: 0.4%		0.4%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 402, 004. 00
	MALAYSIA GOVERNMENT	100, 000. 00	106, 450. 06
	MALAYSIA GOVERNMENT	5, 900, 000. 00	5, 926, 450. 29
	MALAYSIA GOVERNMENT	8, 800, 000. 00	9, 519, 248. 64

		MALAYSIA GOVERNMENT	8, 800, 000. 00	8, 895, 647. 20
		MALAYSIA GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 086, 377. 10
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10, 000, 000. 00	10, 118, 953. 00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4, 600, 000. 00	4, 641, 655. 76
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10, 800, 000. 00	10, 819, 033. 92
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6, 200, 000. 00	6, 239, 917. 46
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500, 000. 00	518, 010. 40
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4, 980, 000. 00	5, 041, 311. 27
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15, 400, 000. 00	16, 032, 668. 96
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2, 400, 000. 00	2, 259, 532. 08
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9, 300, 000. 00	9, 553, 318. 98
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10, 200, 000. 00	10, 248, 534. 66
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3, 600, 000. 00	3, 731, 382. 72
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 098, 623. 00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400, 000. 00	390, 553. 00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14, 350, 000. 00	15, 977, 884. 09
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10, 500, 000. 00	11, 469, 376. 80
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	10, 536, 043. 58
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300, 000. 00	314, 029. 50
	小計	銘柄数:23	140, 930, 000. 00	146, 927, 006. 47
				(4, 913, 239, 096)
		組入時価比率: 0.5%		0. 5%
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	132, 300, 000. 00	132, 988, 806. 72
		CHINA GOVERNMENT BOND	68, 500, 000. 00	69, 165, 772. 05
		CHINA GOVERNMENT BOND	92, 000, 000. 00	92, 258, 299. 20
		CHINA GOVERNMENT BOND	89, 500, 000. 00	91, 079, 540. 75
		CHINA GOVERNMENT BOND	95, 000, 000. 00	95, 912, 817. 00
		CHINA GOVERNMENT BOND	91, 300, 000. 00	91, 092, 292. 50
		CHINA GOVERNMENT BOND	178, 000, 000. 00	180, 615, 247. 20
		CHINA GOVERNMENT BOND	102, 300, 000. 00	101, 612, 687. 22
		CHINA GOVERNMENT BOND	33, 000, 000. 00	33, 548, 902. 20
		CHINA GOVERNMENT BOND	84, 200, 000. 00	85, 043, 591. 38
		CHINA GOVERNMENT BOND	84, 800, 000. 00	86, 527, 104. 64
		CHINA GOVERNMENT BOND	465, 800, 000. 00	469, 173, 044. 12
		CHINA GOVERNMENT BOND	54, 000, 000. 00	55, 162, 128. 60
		CHINA GOVERNMENT BOND	24, 400, 000. 00	24, 448, 336. 40
•	•		- L	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

CHINA GOVERNMENT BOND	16, 500, 000. 00	16, 872, 065. 10
CHINA GOVERNMENT BOND	33, 700, 000. 00	33, 628, 289. 77
CHINA GOVERNMENT BOND	93, 900, 000. 00	96, 813, 238. 11
CHINA GOVERNMENT BOND	63, 000, 000. 00	65, 001, 157. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	109, 500, 000. 00	112, 370, 235. 90
CHINA GOVERNMENT BOND	17, 700, 000. 00	18, 238, 329. 57
CHINA GOVERNMENT BOND	70, 000, 000. 00	73, 211, 320. 00
CHINA GOVERNMENT BOND	98, 100, 000. 00	101, 365, 150. 59
CHINA GOVERNMENT BOND	111, 200, 000. 00	114, 415, 081. 12
CHINA GOVERNMENT BOND	54, 200, 000. 00	56, 777, 952. 54
CHINA GOVERNMENT BOND	135, 000, 000. 00	137, 371, 693. 50
CHINA GOVERNMENT BOND	74, 000, 000. 00	77, 428, 908. 40
CHINA GOVERNMENT BOND	208, 100, 000. 00	211, 079, 097. 17
CHINA GOVERNMENT BOND	84, 800, 000. 00	88, 486, 959. 84
CHINA GOVERNMENT BOND	82, 600, 000. 00	83, 099, 548. 28
CHINA GOVERNMENT BOND	49, 200, 000. 00	51, 830, 049. 96
CHINA GOVERNMENT BOND	17, 100, 000. 00	16, 961, 662. 71
CHINA GOVERNMENT BOND	73, 000, 000. 00	77, 067, 808. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	156, 000, 000. 00	163, 517, 593. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	143, 100, 000. 00	149, 996, 403. 99
CHINA GOVERNMENT BOND	143, 900, 000. 00	148, 688, 920. 05
CHINA GOVERNMENT BOND	23, 800, 000. 00	25, 722, 161. 78
CHINA GOVERNMENT BOND	141, 900, 000. 00	145, 471, 239. 87
CHINA GOVERNMENT BOND	98, 500, 000. 00	99, 583, 618. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	20, 000, 000. 00	21, 487, 180. 00
CHINA GOVERNMENT BOND	21, 400, 000. 00	21, 135, 453. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	20, 000, 000. 00	21, 351, 538. 00
CHINA GOVERNMENT BOND	31, 500, 000. 00	33, 689, 889. 45
CHINA GOVERNMENT BOND	63, 300, 000. 00	67, 516, 438. 32
CHINA GOVERNMENT BOND	49, 400, 000. 00	53, 122, 181. 32
CHINA GOVERNMENT BOND	70, 300, 000. 00	76, 113, 964. 66
CHINA GOVERNMENT BOND	76, 000, 000. 00	81, 138, 945. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	86, 000, 000. 00	90, 941, 362. 20
CHINA GOVERNMENT BOND	91, 300, 000. 00	97, 914, 246. 76
CHINA GOVERNMENT BOND	147, 500, 000. 00	154, 412, 912. 00
CHINA GOVERNMENT BOND	158, 300, 000. 00	165, 509, 615. 20
	<u> </u>	I

	CHINA GOVERNMENT BOND	28, 300, 000. 00	29, 186, 752. 20
	CHINA GOVERNMENT BOND	71, 900, 000. 00	73, 535, 660. 29
	CHINA GOVERNMENT BOND	14, 300, 000. 00	14, 148, 033. 90
	CHINA GOVERNMENT BOND	15, 000, 000. 00	20, 146, 480. 50
	CHINA GOVERNMENT BOND	36, 000, 000. 00	47, 124, 716. 40
	CHINA GOVERNMENT BOND	87, 700, 000. 00	111, 243, 328. 10
	CHINA GOVERNMENT BOND	66, 100, 000. 00	81, 273, 777. 19
	CHINA GOVERNMENT BOND	68, 800, 000. 00	85, 859, 262. 72
	CHINA GOVERNMENT BOND	177, 900, 000. 00	217, 239, 845. 34
小計		5, 094, 900, 000. 00	5, 337, 718, 637. 98
			(109, 088, 557, 119)
	組入時価比率:11.2%		11.3%
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	6, 500, 000. 00	6, 712, 897. 10
	ISRAEL FIXED BOND	5, 000, 000. 00	4, 790, 075. 50
	ISRAEL FIXED BOND	6, 850, 000. 00	6, 782, 644. 63
	ISRAEL FIXED BOND	10, 100, 000. 00	9, 471, 379. 03
	ISRAEL FIXED BOND	1, 500, 000. 00	1, 477, 171. 20
	ISRAEL FIXED BOND	9, 300, 000. 00	7, 965, 984. 75
	ISRAEL FIXED BOND	15, 100, 000. 00	12, 380, 841. 83
	ISRAEL FIXED BOND	4, 400, 000. 00	4, 272, 972. 44
	ISRAEL FIXED BOND	9, 600, 000. 00	6, 958, 014. 72
	ISRAEL FIXED BOND	11, 300, 000. 00	12, 528, 603. 80
	ISRAEL FIXED BOND	5, 700, 000. 00	4, 981, 605. 06
小計	 銘柄数:11	85, 350, 000. 00	78, 322, 190. 06
			(3, 202, 312, 391)
	組入時価比率:0.3%		0.3%
合計			962, 472, 851, 351
			(962, 472, 851, 351)

- (注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (3)貸付有価証券の明細(2025年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	3, 292, 000	
		US TREASURY N/B	27, 700, 000	
		US TREASURY N/B	13, 005, 000	
		US TREASURY N/B	25, 000, 000	
		US TREASURY N/B	127, 000	

US TREASURY N/B	29, 665, 000
US TREASURY N/B	20, 000, 000
US TREASURY N/B	9, 000, 000
US TREASURY N/B	19, 400, 000
US TREASURY N/B	20, 000, 000
US TREASURY N/B	33, 500, 000
US TREASURY N/B	23, 981, 000
US TREASURY N/B	85, 000
US TREASURY BOND	10, 000, 000
US TREASURY BOND	2, 000, 000
US TREASURY BOND	11, 000, 000
US TREASURY N/B	3, 000, 000
US TREASURY N/B	24, 500, 000
US TREASURY N/B	46, 835, 000
US TREASURY N/B	33, 000, 000
US TREASURY N/B	4, 145, 000
US TREASURY N/B	255, 000
US TREASURY N/B	42, 000
US TREASURY N/B	40, 000, 000
US TREASURY N/B	30, 000, 000
US TREASURY N/B	30, 000, 000
US TREASURY N/B	35, 000, 000
US TREASURY N/B	20, 000, 000
US TREASURY N/B	15, 000, 000
US TREASURY N/B	85, 000
US TREASURY N/B	10, 000, 000
US TREASURY N/B	12, 000, 000
US TREASURY N/B	12, 000, 000
US TREASURY N/B	32, 000, 000
US TREASURY N/B	2, 040, 000
US TREASURY N/B	13, 900, 000
US TREASURY N/B	13, 000, 000
US TREASURY N/B	24, 000, 000
US TREASURY N/B	4, 400, 000
US TREASURY N/B	2, 700, 000
US TREASURY N/B	20, 000, 000
US TREASURY N/B	39, 000, 000
US TREASURY N/B	20, 755, 000
US TREASURY N/B	1, 317, 000
US TREASURY N/B	23, 758, 000
US TREASURY N/B	1,000,000
US TREASURY N/B	32, 000, 000
US TREASURY N/B	32, 000, 000
US TREASURY N/B	17, 810, 000
US TREASURY N/B	32, 000, 000
US TREASURY N/B	15, 000, 000
US TREASURY N/B	48, 595, 000
US TREASURY N/B	3, 000, 000
US TREASURY N/B	20, 000, 000
US TREASURY N/B	4, 565, 000

T	L	I	
	US TREASURY N/B	19, 000, 000	
	US TREASURY N/B	425, 000	
	US TREASURY N/B	2, 500, 000	
	US TREASURY N/B	24, 000, 000	
	US TREASURY N/B	35, 000, 000	
	US TREASURY N/B	14, 700, 000	
	US TREASURY N/B	24, 000, 000	
	US TREASURY N/B	29, 000, 000	
	US TREASURY N/B	34, 000, 000	
	US TREASURY N/B	2, 400, 000	
	US TREASURY N/B	25, 000, 000	
	US TREASURY N/B	36, 635, 000	
	US TREASURY N/B	9, 000, 000	
	US TREASURY N/B	25, 000, 000	
	US TREASURY N/B	3, 400, 000	
	US TREASURY N/B	28, 000, 000	
	US TREASURY N/B	12, 000, 000	
	US TREASURY N/B	5, 000, 000	
	US TREASURY N/B	13, 600, 000	
	US TREASURY N/B	29, 707, 000	
	US TREASURY N/B	85, 000	
	US TREASURY N/B	14, 500, 000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	11, 000, 000	
	US TREASURY N/B	31, 000, 000	
	US TREASURY N/B	170,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	8, 000, 000	
	US TREASURY N/B	85, 000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	9,000,000	
	US TREASURY N/B	5, 000, 000	
	US TREASURY N/B	26, 000, 000	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500, 000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18, 000, 000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10, 000, 000	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2, 500, 000	
スウェーデンクロー	SWEDISH GOVERNMENT	15, 000, 000	
ナ	SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	250, 000	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	48, 000	
ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2, 210, 000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9, 223, 000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 400, 000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7, 500, 000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18, 800, 000	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17, 800, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
I	LIVEROL GOVERNMENT O.A. I	1,000,000	

	FRANCE (GOVT OF)	2, 082, 000	
	FRANCE (GOVT OF)	100, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17, 000, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34, 200, 000	
	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31, 542, 500	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 000, 000	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

		2025 年 3 月 7 日現在				
種類	契約額等 (円)					
		うち1年超	時価(円)	評価損益 (円)		
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
買建	66, 242, 278	-	- 65, 925, 364	△316, 91		
米ドル	33, 073, 313	-	32, 712, 132	△361, 18		
ユーロ	33, 168, 965	-	33, 213, 232	44, 26		
売建	4, 796, 395, 054	-	4,777,541,080	18, 853, 97		
米ドル	2, 346, 078, 800	-	2, 338, 695, 460	7, 383, 34		
カナダドル	103, 627, 000	-	103, 527, 700	99, 30		
メキシコペソ	36, 357, 500	-	36, 497, 500	△140, 00		
ユーロ	1, 412, 470, 400	-	1, 405, 175, 200	7, 295, 20		
英ポンド	268, 382, 800	-	267, 009, 820	1, 372, 98		
豪ドル	75, 365, 600	-	74, 912, 000	453, 60		
人民元	554, 112, 954	-	551, 723, 400	2, 389, 55		
合計	_	_	_	18, 537, 06		

## (注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - ①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信

2025年3月31日現在

Ι	資産総額	49, 448, 889, 064円
П	負債総額	646, 879, 353円
Ш	純資産総額 (I – II)	48, 802, 009, 711円

IV	発行済口数	45, 480, 000 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1,073.04円

# (参考) 外国債券マザーファンド

## 2025年3月31日現在

Ι	資産総額	997, 182, 092, 844円
Π	負債総額	1, 485, 790, 556円
Ш	純資産総額 (I – II)	995, 696, 302, 288円
IV	発行済口数	332, 639, 250, 214 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 9933円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の 受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を 除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から 記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口 座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と 認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができ ます。

## (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

## (1)資本金の額

2025年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等 委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

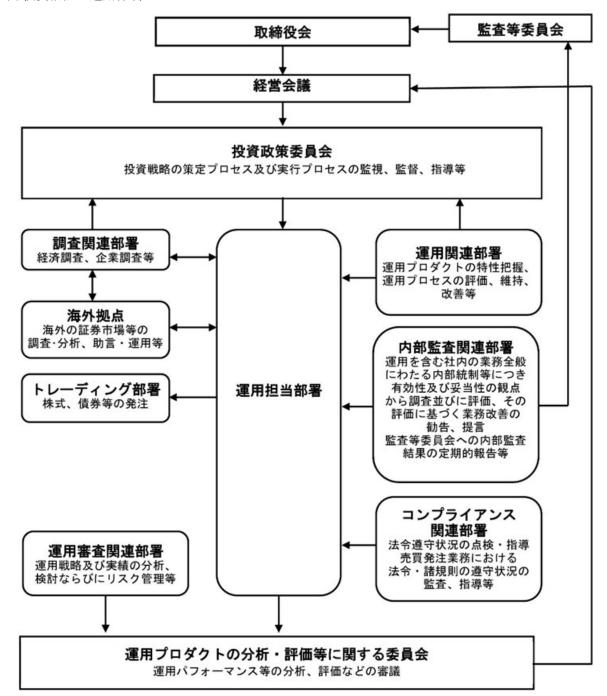
取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

#### 代表取締役 \* 業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。 また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議 が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれ ます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	54, 261, 776
単位型株式投資信託	147	611, 138
追加型公社債投資信託	14	6, 561, 750
単位型公社債投資信託	399	683, 150
合計	1, 475	62, 117, 814

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品 取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

尚

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 湯原 公認会計士 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎

業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年 4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行 った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態 及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行 った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記 載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立 しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及 びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対する いかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

## EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 水 永 真太郎

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監 査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

# (1)【貸借対照表】

			業年度	当事 (2024 年 3	美年度 9 日 21 日)
区分	注記番号		(2023 年 3 月 31 日) 金額(百万円)		百万円)
(資産の部)	В.				
流動資産					
現金・預金			1,865		7, 405
金銭の信託			42, 108		44, 745
有価証券			21, 900		_
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1, 023
未収委託者報酬			26, 116		31, 788
未収運用受託報酬			3, 780		5, 989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2, 083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101, 486		92, 719
固定資産					
有形固定資産			1, 335		945
建物	<b>※</b> 2	906		595	
器具備品	<b>※</b> 2	428		350	
無形固定資産			5, 563		5, 658
ソフトウェア		5, 562		5, 658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16, 336		17, 314
投資有価証券		1, 793		1, 813	
関係会社株式		10, 025		9, 535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1, 553		1,875	
繰延税金資産		2, 340		2, 651	
その他		92		908	
固定資産計			23, 235		23, 918
資産合計			124, 722		116, 638

			業年度		<b>美年度</b>
	>>. →	(2023 年	3月31日)	(2024年3	月 31 日)
区分	注記 番号	金額(	金額(百万円)		百万円)
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			_		13, 700
預り金			124		123
未払金			17, 378		11, 404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8, 409		10, 312	
関係会社未払金		8, 911		1, 052	
未払費用	<b>※</b> 1		9, 682		12, 507
未払法人税等			1, 024		8, 095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3, 635		4, 543
その他			46		24
流動負債計			32, 414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2, 940		2, 759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1, 123		1, 123
固定負債計			4, 659		4, 484
負債合計			37, 074		56, 490
(純資産の部)					
株主資本			87, 419		59, 820
資本金			17, 180		17, 180
資本剰余金			13, 729		13, 729
資本準備金		11, 729		11, 729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56, 509		28, 910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55, 823		28, 225	
別途積立金		24, 606		_	
繰越利益剰余金		31, 217		28, 225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87, 648		60, 147
負債・純資産合計			124, 722		116, 638

# (2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日		当事業年度 (自 2023年4月1日	
		至 2023年3月31日)		至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113, 491		124, 722
運用受託報酬			18, 198		21, 188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132, 021		146, 202
営業費用					
支払手数料			38, 684		43, 258
広告宣伝費			1, 187		1, 054
公告費			0		0
調査費			29, 050		33, 107
調査費		6, 045		6, 797	
委託調査費		23, 004		26, 310	
委託計算費			1, 363		1, 377
営業雑経費			3, 302		3, 670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2, 225		2, 671	
営業費用計			73, 587		82, 468
一般管理費					
給料			11, 316		13, 068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7, 752		7, 985	
賞与		3, 337		4, 822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1, 232		1, 235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2, 409		2, 292
諸経費			12, 439		12, 483
一般管理費計			29, 669		31, 491
営業利益			28, 763		32, 242

		前事業年度			<b></b>
		1	年4月1日 年3月31日)		平4月1日 ∈3月31日)
区分	注記番号		百万円)	金額(百	
営業外収益					
受取配当金	<b>※</b> 1	7, 645		7, 054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8, 377		7, 875
営業外費用					
支払利息		_		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1, 755		967
経常利益			35, 385		39, 149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		_	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		_		490	
固定資産除却損	<b>※</b> 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35, 374		38, 651
法人税、住民税及び事業税			8, 890		10, 821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26, 064		28, 183

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
		Ž.	資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他和 別 途 積立金	   益剰余金     利 益   剰余金	利 益 剰余金 合 計	株主資本計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	30, 030	55, 322	86, 232
当期変動額									
剰余金の配当							△24, 877	△24, 877	△24, 877
当期純利益							26, 064	26, 064	26, 064
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	1, 186	1, 186	1, 186
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419

(単位:百万円)

	評価・換算	草差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	174	174	86, 407
当期変動額			
剰余金の配当			△24, 877
当期純利益			26, 064
株主資本以外の項			
目の当期変動額	54	54	54
(純額)			
当期変動額合計	54	54	1, 240
当期末残高	229	229	87, 648

(単位:百万円)

		株主資本							
		資	本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他利 別 途 積立金	繰 越 利 益	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	剰余金 31,217	56, 509	87, 419
当期変動額 剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益 別途積立金の取崩						△24, 606	28, 183 24, 606	28, 183	28, 183
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位:百万円)

	評価・換賞		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	229	229	87, 648
当期変動額			
剰余金の配当			△55, 782
当期純利益			28, 183
別途積立金の取崩			_
株主資本以外の項 目の当期変動額	97	97	97
(純額)			
当期変動額合計	97	97	△27, 500
当期末残高	327	327	60, 147

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない

… 時価法

株式等以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準

5. 固定資産の減価償却の方法

時価法

時価法

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取 得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しており

主な耐用年数は以下の通りであります。

附属設備 6~15 年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によ っております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企 業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末 までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっ ております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記] 該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等] 該当事項はありません。

# [注記事項]

# ◇ 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年月	度末
(2023年3月31日)		(2024年3月	31 日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債		※1. 関係会社に対する資産及	び負債
区分掲記されたもの以外で各科	目に含まれている	区分掲記されたもの以外	トで各科目に含まれている
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであり	ます。
未払費用	1,350 百万円	未払費用	1,939 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価化 建物 器具備品	賞却累計額 901 百万円 657	※2. 有形固定資産より控除し 建物 器具備品	た減価償却累計額 1,214 百万円 733
<u>습</u> 計	1, 559	合計	1, 948

## ◇ 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2022年4月1日		(自 2023年4月1日	∃
至 2023年3月31日	1)	至 2024年3月31	日)
※1. 関係会社に係る注記		※1. 関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係	会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	7,634 百万円	受取配当金	7,050 百万円
※2. 固定資産除却損		※2. 固定資産除却損	
建物	0 百万円	建物	-百万円
器具備品	0	器具備品	0
ソフトウェア	52	ソフトウェア	30
合計	52	合計	31

#### ◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,877 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,830 円基準日2022 年 3 月 31 日効力発生日2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830 円基準日2023 年 3 月 31 日効力発生日2023 年 6 月 30 日

## 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

- 2. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830 円基準日2023 年 3 月 31 日効力発生日2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470 円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

#### ◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(1 2 1 17 17
	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	42, 108	42, 108	_
資産計	42, 108	42, 108	_
(2)その他 (デリバティブ取引)	46	46	_
負債計	46	46	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払 法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
- (注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表に は含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度(百万円)
市場価格のない株式等(※)	10, 261
組合出資金等	1, 557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

(十屋:自313)				
	1年以内	1 年超	5 年超	10 年超
	1 1 5/11	5 年以内	10 年以内	
預金	1,865	_	_	_
金銭の信託	42, 108	_	_	_
未収委託者報酬	26, 116	_	_	_
未収運用受託報酬	3, 780	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21, 900	_	_	_
短期貸付金	1,001			
合計	96, 772	_	_	_

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			万円)
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	_	42, 108	_	42, 108
資産計	_	42, 108	_	42, 108
デリバティブ取引 (通貨関連)	_	46	_	46
負債計	_	46	_	46

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(1 2 1 17 17
	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44, 745	44, 745	_
資産計	44, 745	44, 745	_
(2)その他 (デリバティブ取引)	24	24	_
負債計	24	24	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未 払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
- (注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表に は含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度(百万円)
市場価格のない株式等(※)	9, 710
組合出資金等	1,638
合計	11, 348

- (※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
  - 2 非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年刊内	1 年 12 中	1 年超	5 年超	10 年却
	1年以内	5年以内	10 年以内	10 年超	
預金	7, 405	ı	_	_	
金銭の信託	44, 745	-	_	_	
未収委託者報酬	31, 788	-	_	_	
未収運用受託報酬	5, 989	-	_	_	
短期貸付金	757	_	_	_	
合計	90, 685	_	_	_	

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			7円)
	レベル 1	レベル2	レベル 3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	_	44, 745	_	44, 745
資産計	_	44, 745	_	44, 745
デリバティブ取引 (通貨関連)	_	24	_	24
負債計	_	24	_	24

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## ◇ 有価証券関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2023年3月31日)
   該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)	
子会社株式	9, 919	
関連会社株式	106	

4. その他有価証券(2023年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
D			
株式	-	_	-
小計	-	_	_
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	21, 900	21, 900	_
小計	21, 900	21, 900	_
合計	21, 900	21, 900	_

※市場価格のない株式等(貸借対照表計上額235百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,557百万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	_	16
合計	66	-	16

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9, 428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	_	5
合計	36	_	5

## ◇ デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

# 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

		, .			
区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

## 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

#### 前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 1,476$
退職給付の支払額	$\triangle 1, 133$
その他	△83
 退職給付債務の期末残高	20, 314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 716$
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19, 378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19, 378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2, 927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1, 553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	$\triangle 462$
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 52$
確定給付制度に係る退職給付費用	653

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.4%退職一時金制度の割引率1.1%長期期待運用収益率2.35%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

#### 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 1,024$
退職給付の支払額	△1, 150
その他	$\triangle 11$
退職給付債務の期末残高	19, 205

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1, 415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
	21, 247

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	$\triangle 21,247$
	△4, 815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2, 041
未認識数理計算上の差異	2, 923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2, 759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

#### 確定給付制度に係る退職給付費用

655

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.8%退職一時金制度の割引率1.3%長期期待運用収益率2.35%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

#### ◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末		当事業年度末	
(2023年3月31日) (2024年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別	
内訳		内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1, 138	賞与引当金	1, 422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1, 162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
操延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5, 422
評価性引当額	△1, 696	評価性引当額	<u>△1,848</u>
繰延税金資産合計	3, 181	繰延税金資産合計	3, 573
操延税金負債		繰延税金負債	·
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	<u></u> 581
操延税金負債合計	<u>∠481</u> △840	繰延税金負債合計	<u></u> △922
操延枕並具頂口司 繰延税金資産の純額	2, 340	繰延税金資産の純額	2,651
床処仇立具 <i>性</i> の他似 -	2, 340		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	脱等の負担率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法/	、税等の負担率
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内部	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されな		受取配当金等永久に益金に算入されな	
い項目	$\triangle 6.4\%$	い項目	△5.4%
タックスへイブン税制	2. 1%	タックスへイブン税制	1. 2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国		外国子会社からの受取配当に係る外国	
源泉税	0.7%	源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
- 税効果会計適用後の法人税等の負担率 -	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%
	20.070	[M/M/A] [ 题/I] [X 2/ [A] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]	21.070

#### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

# ◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

# 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

# 3. 当該資産除去債務の総額の増減

				(単位:百万円)
		前事業年度		当事業年度
	自	2022年4月1日	自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日	至	2024年3月31日
期首残高		1, 123		1, 123
有形固定資産の取得に伴う増加		_		_
資産除去債務の履行による減少		_		_
期末残高		1, 123		1, 123

#### ◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	1 1 H T 2020   0 /1 01 H/
	前事業年度
区分	(自 2022年4月1日
	至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	当事業年度					
区分	(自 2023年4月1日					
	至 2024年3月31日)					
委託者報酬	124,707 百万円					
運用受託報酬	19,131 百万円					
成功報酬 (注)	2,071 百万円					
その他営業収益	291 百万円					
合計	146, 202 百万円					

- (注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度 末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関す る情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、 主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、 主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

#### (イ) 子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	11= -						資金の貸付	5, 736	短期貸付金	1,001
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の返済	6, 489		
	<i>D</i>						貸付金利息	44	未収利息	11

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	l	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)		未払手数料	5, 773

# (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

野村ホールディングス(㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

#### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

		( / / ///	11/20 12								
	種類	会社等	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有	関連当事者との	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
		の名称				(被所有)割合	関係		(百万円)		(百万円)
								資金の借 入	141, 800	短期借入	
	親会社	野村ホール ディングス	ングス 中央区	594, 493 証券持株会 (百万円) 社業		被所有 100%	経営管理	資金の返済	128, 100	金	13, 700
		株式会社						借入金利息	123	未払利息	19

#### (イ) 子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の貸付	2, 856	短期貸付金	757
子会社	ナンス・イン	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の返済	3, 081		
	<i>þ</i>						貸付金利息	48	未収利息	9

# (ウ) 兄弟会社等

種类	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社子会		東京都中央区	10,000	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)		未払手数料	7, 148

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

# (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

# (2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

# ◇ 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度				
(自 2022年4月1日		(自 2023年4月1日				
至 2023年3月31日	1)	至 2024年3月	月 31 日)			
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭			
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭			
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	たについては、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜				
在株式が存在しないため記載しておりる	ません。	在株式が存在しないため記載しておりません。				
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の	り基礎			
損益計算書上の当期純利益	26,064 百万円	損益計算書上の当期純利益	28, 183 百万円			
普通株式に係る当期純利益	26,064 百万円	普通株式に係る当期純利益	28, 183 百万円			
普通株主に帰属しない金額の主要な	:内訳	普通株主に帰属しない金額の	主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はありません。				
普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株	普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株			

# 中間財務諸表

# ◇ 中間貸借対照表

/ 中间其信为忠衣		
		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5, 222
金銭の信託		47, 595
未収委託者報酬		35, 191
未収運用受託報酬		6, 723
短期貸付金		1, 427
その他		1, 233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97, 372
固定資産		
有形固定資産	<b>※</b> 1	761
無形固定資産		6, 247
ソフトウェア		6, 246
その他		0
投資その他の資産		15, 876
投資有価証券		1, 503
関係会社株式		9, 535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2, 189
繰延税金資産		2, 020
その他		105
固定資産計		22, 884
資産合計		120, 257

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28, 300
未払金		11, 764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11, 479
関係会社未払金		244
未払費用		11, 699
未払法人税等		6, 872
未払消費税等	<b>※</b> 2	1, 584
賞与引当金		2, 843
その他		130
流動負債計		63, 195
固定負債		
退職給付引当金		2, 678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1, 123
固定負債計		4, 410
負債合計		67, 606
(純資産の部)		
株主資本		52, 360
資本金		17, 180
資本剰余金		13, 729
資本準備金		11, 729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21, 450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20, 765
繰越利益剰余金		20, 765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52, 651
負債・純資産合計		120, 257

# ◇ 中間損益計算書

引俎盆订异昔		
		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75, 441
運用受託報酬		11, 445
その他営業収益		153
営業収益計		87, 039
営業費用		
支払手数料		27, 091
調査費		18, 872
その他営業費用		3, 159
営業費用計		49, 123
一般管理費	<b>※</b> 1	16, 272
営業利益		21, 643
営業外収益	<b>※</b> 2	6, 924
営業外費用	<b>※</b> 3	285
経常利益		28, 282
特別利益	<b>※</b> 4	23
特別損失	<b>※</b> 5	13
税引前中間純利益		28, 292
法人税、住民税及び事業税		6, 931
法人税等調整額		646
中間純利益		20, 713

# ◇ 中間株主資本等変動計算書当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株資合計		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	28, 225	28, 910	59, 820		
当中間期変動額										
剰余金の配当						△28, 174	△28, 174	△28, 174		
中間純利益						20, 713	20, 713	20, 713		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	_	_	_	_	_	△7, 460	△7, 460	△7, 460		
当中間期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	20, 765	21, 450	52, 360		

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	327	327	60, 147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28, 174
中間純利益			20, 713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7, 496
当中間期末残高	290	290	52, 651

#### [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

- 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法
- 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準
- 5. 固定資産の減価償却の方法

時価法

時価法

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
  $6\sim15$ 年

 器具備品
  $4\sim15$ 年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

6. 引当金の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

#### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### [注記事項]

#### ◇ 中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在

※1 有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

# ◇ 中間損益計算書関係

<u> </u>	前損	
		自 2024年4月1日
		至 2024年9月30日
<b>※</b> 1	減価償却実施額	
	有形固定資産	185 百万円
	無形固定資産	949 百万円
<b>※</b> 2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	6,350百万円
<b>※</b> 3	営業外費用のうち主要なもの	
	支払利息	105 百万円
	雑損	169 百万円
<b>※</b> 4	特別利益の内訳	
	株式報酬受入益	23 百万円
<b>※</b> 5	特別損失の内訳	
	固定資産除却損	13 百万円

#### ◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

2 配当に関する事項

配当金支払額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額

28,174 百万円

(2) 1株当たり配当額

5,470 円

(3) 基準日

2024年3月31日

(4) 効力発生日

2024年6月28日

#### ◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(1   12
	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	47, 595	47, 595	_
(2)その他 (デリバティブ取引)	126	126	_
資産計	47, 722	47,722	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未 払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
- (注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表に は含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等(※)	9, 710
組合出資金等	1, 328
合計	11, 038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

#### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	_	47, 595	_	47, 595
デリバティブ取引 (通貨関連)	_	126	_	126
資産計	_	47, 722	_	47, 722

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024年9月30日)

- 売買目的有価証券(2024年9月30日)
   該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2024年9月30日)
   該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	9, 428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,328百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

#### ◇ デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1, 550	l	126	126

#### ◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位:百万円)

	自	2024年4月1日
	至	2024年9月30日
期首残高		1, 123
		_
時の経過による調整額		-
中間期末残高		1, 123

#### ◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間会計期間
区分	(自 2024 年 4 月 1 日
	至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75, 439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬 (注)	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

- (注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### ◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
- ① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

# ◇ 1株当たり情報

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日

1株当たり純資産額 10,222円13銭

1株当たり中間純利益 4,021円58銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益20,713 百万円普通株主に帰属しない金額-普通株式に係る中間純利益20,713 百万円期中平均株式数5,150 千株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める 行為

#### 5【その他】

#### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

(NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信)

#### 運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(以下「対象指数」といいます。)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国債券マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券および外国の公社債を 主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物 取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

#### (2) 投資態度

- ① この信託は、マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。
- ② 運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。
- ③ 対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社 債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託 財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

# 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
- ② 売買益が生じても、分配は行ないません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

#### 追加型証券投資信託

NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。

#### (信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② この信託は、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) を対象指数 (以下「対象指数」といいます。) とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 1,000 円とします。

#### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

#### (金融商品取引所への上場)

- 第5条 委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下本条、第43条第2項、第47条第2項および第48条第1項において同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。
- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

#### (用語の定義)

第6条 この信託約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- 1. 「純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
- 2. 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- 3. 「配当等収益」とは、受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利

息を控除した額をいいます。

4. 「経費」とは、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) ならびにその他の費用の合計額をいいます。

#### (有価証券との交換の取扱い)

第7条 受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第8条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。(当初の受益者)

第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

#### (受益権の分割および再分割)

第10条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については同条同項において信託された金額を同条第2項の価額で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第35条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第12条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第10条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第13条 受託者は、第35条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

#### (受益権の申込単位および価額)

第14条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。) をいいます。以下同じ。) は、平成29年12月11日以降、第10条第1項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.05%以内の別に定める率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第3号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。
- 1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- 2. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)
- 3. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口

数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に 定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じ る金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、 振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が 自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増 加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにお いて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが 行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含 みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数(前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。)を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下第43条第2項、第47条第2項および第48条第1項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定

めるものをいいます。以下同じ。)

#### イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条及び第23条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 13. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権

#### 利の性質を有するもの

16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託 (信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。) に表示されるべきものを除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第27条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第27条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額を超えないものとします。

- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、 わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信 売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (追加信託金)

第35条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.05%以内の別に定める率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金および信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

## (受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年3月8日から9月7日までおよび9月8日から翌年3月7日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成30年3月7日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

# (信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第24条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、次の 第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

- 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の12以内で委託者が定める率を乗じて得た額
- 2. 第24条に規定する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額から、当該貸付 に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

# (収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、 繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。
- 1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
- 2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

#### (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録

されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、 当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と 委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

- ② 受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接に行なうことができます。
- ③ 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは、別に定めるところによるものとします。
- ④ この信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なった うえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
- ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して 40 日以 内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り 込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する会員と別途収益分配 金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- ⑥ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第2項の会員等から支払います。
- ⑦ 一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日 目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、 第46条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込 み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第46条第4項に掲げる手続きにかかわらず、 受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

- ② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ③ 受託者は、前各項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、なら びに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (信託の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成30年4月17日以降、委託者に対し、一部解約の実行の請求日(以下「解約申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第4号に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。
- 1. 解約申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- 2. 解約申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)

# 3. (削除)

- 4. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.05%以内で委託者が別に定める率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の 停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の 受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことが

できます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

# (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

# (受益権の買取り)

第48条 販売会社は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場 廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取 ります。

- ② 前項の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 販売会社は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に 定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができる ものとします。

- ④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

# (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

# (反対者の買取請求権)

第54条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、第47条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

## (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

# (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# (信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成29年12月7日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社

- 1. 信託約款第5条第1項の別に定める金融商品取引所は次の通りとします。 東京証券取引所
- 2. 信託約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。
- 3. 信託約款第14条第1項の別に定める一定口数は、「1万口以上かつ1万口の整数倍」とします。
- 4. 信託約款第14条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。
- 5. 信託約款第14条第2項の別に定める率は、「100.03%」とします。
- 6. 信託約款第14条第3項および第46条第2項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。
- ・ロンドン証券取引所の休場日またはロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日
- 7. 信託約款第35条の別に定める率は、「100.03%」とします。
- 8. 信託約款第43条第3項の別に定める手続は、原則次の通りとします。
- ①信託約款第43条第3項の受益権は、信託約款第43条第2項の会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ②信託約款第43条第2項の会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記①の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。
- また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ③信託約款第43条第2項の会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記①の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。
- 9. 信託約款第46条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。
- 10. 信託約款第46条第1項の別に定める一定口数は、「1万口以上かつ1万口の整数倍」とします。
- 11. 信託約款第46条第5項の別に定める率は、「0.03%」とします。

# (外国債券マザーファンド)

# 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

# 2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市沢動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

# 親投資信託 外国債券マザーファンド 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年 法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

# (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに 掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投 資家私募により行なわれます。

# (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

# (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

# (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

# (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

## (受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

- 第11条 この信託において投資の対象とする資産 (株式、出資証券、投資証券およびその他の資産で これらの性質を有するものを除きます。) の種類は、次に掲げるものとします。
- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. (削除)
- 口. 為替手形

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券 とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ (3) に定

めるものに限る)

- 10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を 有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割り市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

# (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引 に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内と します。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

# (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で 貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

# (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

# (外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外 国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

# (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信 売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

# (有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

# (受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。<br/>
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

# (信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

# (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に 係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

# (償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

# (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請 求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

# (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

# (公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

# https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社